

整理番号 1-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和3年4月1日	支出額	5,250円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(4月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄			

領収書

四番館

1304 号室

202104150006940004130400232

2021年4月1日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

但し 駐車場使用料

2021年4月分

非課税文書

印紙税法  
第5条1項  
(別表1.17  
-2による)

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは  
無効と致します

V-CITY草加管理組合

(管理印)  
株式会社 長谷工務店  
東京都港区芝2丁目6番1号  
長谷工務店  
組合会計1部 03-3457-1514

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

1-2 蒲生 徳明

ヴィ・シティ車加管理組合 (以下「甲」という) とヤ-1304号室 区分所有者 蒲生 徳明 (以下「乙」という) とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約 (以下「本契約」という) を締結する。

第1条 (駐車区画)

乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

Table with 7 rows: 駐車区画 No. (redacted), 一 所有者 (蒲生 徳明), 二 車名 (愛称) (ヤ-1304号室), 三 年式 (redacted), 四 自動車登録番号 (066TL1), 五 総排気量 (339 cm³), 六 外寸全長 (4710 mm), 全幅 (1620 mm), 七 車重 (1080 kg)

第2条 (使用目的)

乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車輛の駐車以外の目的に使用してはならない。

第3条 (車輛の変更)

乙は、第2条記載の車輛以外の車輛を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第4条 (契約期間)

本契約は、18年6月15日から19年6月15日までとする。

第5条 (使用料)

使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。

第6条 (責任範囲)

契約期間中に、乙は、その責任範囲内において、当該駐車場の管理、維持、修繕、盗難等の損害が生じた場合、甲はその責任を負わないものとする。

第7条 (契約の解除)

乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第8条 (その他特約事項)

乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第9条 (その他特約事項)

乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条 (その他特約事項)

乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第11条 (その他特約事項)

乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第12条 (その他特約事項)

乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第13条 (その他特約事項)

乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

18年6月15日

甲 (管理組合)

ヴィ・シティ車加管理組合 理事長 柴本 眞

乙 (区分所有者)

ヤ-1304号室 区分所有者 蒲生 徳明

(駐車場使用にあたっての遵守事項)

- 1 登録車輛
- 駐車場使用契約によって登録されている車輛以外は駐車しないこと
- 登録されている車輛の変更の際は、事前に管理組合に届け出ること
- 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車輛以外の車輛を駐車しないこと
- 自転車、バイク置場として使用しないこと
2 場内での運転マナー
- 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
- 歩行者優先および徐行を徹底すること
- 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車輛の行動に支障のないよう留意すること
- 坂道保全会、障害防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ふかし、警笛の使用を避けること
- 深夜・早朝の車輛の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
3 使用上の注意
- 使用時間は終日とする
- 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと
- 場内は禁煙とする
- 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
- 車輛には必ず施錠し、貴重品は車内に放置しないこと
- ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
- 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
4 事故等の処理
- 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
- 他車等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと
【機械式駐車場を使用する際の追加遵守事項】
1 機械操作
- メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
- 車輛の大きさおよび重量は、装置の積載限度を超えないものとする
- 装置内には、車以外の物を乗せないこと
- 装置内では、荷物の積み下ろし、洗濯等を行わないこと
- 装置の操作は、装置内に入り込まないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
- 装置の作動中は、危険な状態で装置内に入らないこと
2 駐車方法
- 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと。台の中央部に止め線に当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
- 急停止、急発進はしないこと
3 使用上の注意
- 車輛が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
- 安全管理および使用の手順、パレットを常時下げておくこと
- 集中豪雨、雪害その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等起因する車輛等の損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車輛保険等への加入に努めること
4 機械式駐車場操作手
- 管理組合から貸与された機械式駐車場操作キーを自己責任で管理し使用せず、使用済となったときは直ちに返還すること
- 機械式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号	4-1
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	令和3年4月5日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(4月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		

**領収書等貼付欄**

③政務活動費専用車両の駐車場使用料(4月分)

**振込金受取書 (兼手数料受取書)** 現金用

- ・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

ご依頼日 年月日 振込指定日 年月日

お振込方法  電信文書

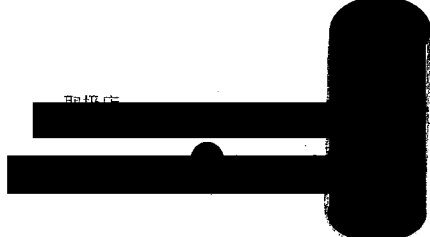
▼金融機関名(漢字・左づめ)先頭から7文字分ご記入ください。	農協 信連 銀行 信金 信組 漁協	▼店舗名(漢字・左づめ)先頭から9文字分ご記入ください。
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
お振込先	貯金種目	店(所)
普通 当座 貯蓄 他	口座番号	
[Redacted]	[Redacted]	
金額	¥記号	手数料(税込)
十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 一	不要	<input type="text"/> 円
<input type="text"/> , <input type="text"/> , <input type="text"/> , <input type="text"/> 5,000		手数料徴収区分
		9 1.即納 2.後納 9.不要
フリガナ	お名前	
[Redacted]	様へ	

フリガナ  (カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。

お電話    必ずご記入ください。

お名前  様から

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。  
 この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。




印紙税申告納付につき川越  
 税務署承認済

お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

現金類		:	:	:	:	:	:
未決済小切手	枚	:	:	:	:	:	:
貯金振替		:	:	:	:	:	:

## 駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号	7-1
------	-----

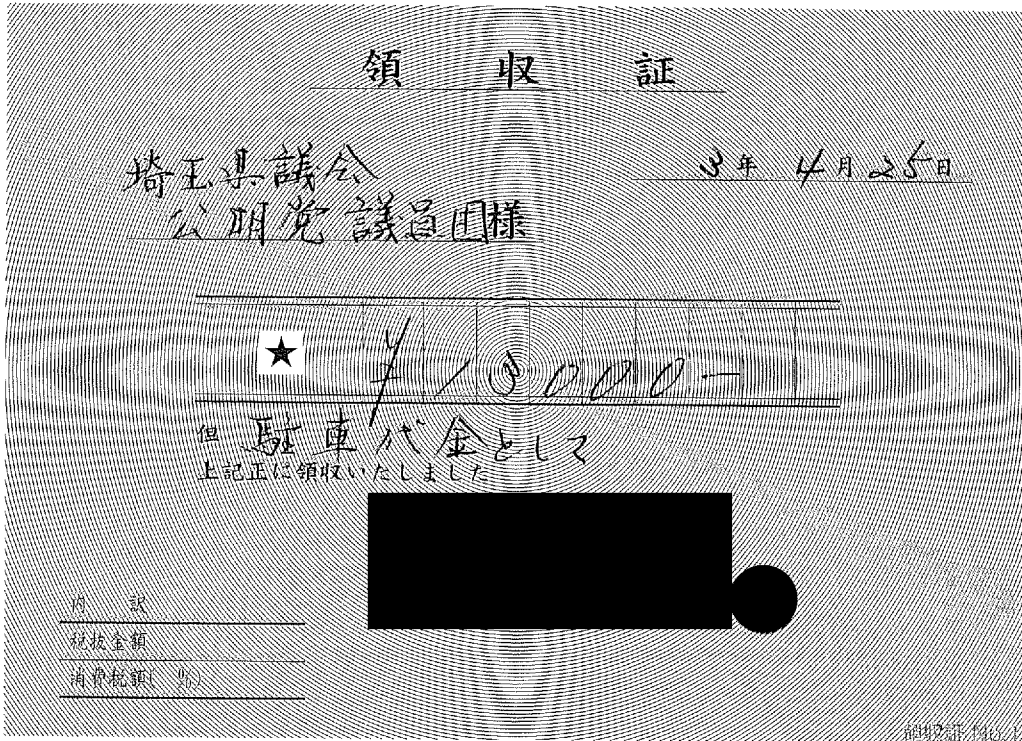
## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和3年4月25日	支出額	6,500円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(5月分、6月分) (按分計算式 13,000円×1/2=6,500円)		

**領収書等貼付欄**

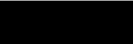
- ①令和3年4月25日
- ③政務活動専用車両駐車場代として(5月分、6月分)
- ⑤石渡 豊




※ 領  
うな  
※ 按

いるよ  
る)。

## 駐車場使用契約書

貸主・（以下「甲」という。）と借主・石渡豊（以下「乙」という。）は、頭書（1）に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

### 頭書（1）駐車場の表示

所在地：上尾市弁財2-9 井上駐車場 指定場所：番

### 頭書（2）契約期間

期 間：2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間  
甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

### 頭書（3）賃料（駐車場使用料）

賃 料：月額6,500円（消費税込み・2ヶ月払いを基本とする。）

甲及び乙は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約の締結を証する為ため、本契約書を2部作成し、貸主・借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

甲・貸主 住所



氏名

乙・借主 住所

上尾市弁財2-7-8

氏名

石渡 豊 

整理番号	4-1
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分  (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
----------------------------------	--

支出年月日	令和3年4月26日	支出額	50,220円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	事務所家賃(5月分)、振り込み手数料 (按分計算式 100,440円×1/2=50,220円)		

### 領収書等貼付欄

- ①令和3年4月26日
- ②100,000円    振り込み手数料440円
- ③事務所家賃(5月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、  
お持ち帰りください。

**埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号
0017		****
取扱店	お取引日	時刻
10403	03-04-26	09:37
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥100,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		硬貨認証
		円

お振込明細またはご案内

お受取人

登録番号 0001

ご依頼人

コウメイトウケンキ"タツ ツオノ マサユキ様

電話番号 048-265-5780

取扱番号 300010

※印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。 →

紙を使用すること。

※ 領収書等には  
うな記載)、④発

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

して」など何に支出されたか分かるよ  
ない場合は、余白に補記すること)。

賃貸借契約書

貸借人	以下甲という
賃借人	以下乙という

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	MRビル		
所在地	埼玉県川口市南前川2丁目22-2		
構造	RC造	地下	地上
面積	2階	79.14坪	3階
	1階	1坪	1坪
	1階	1坪	1坪
合計	79.14	坪	1坪

(2) 賃料等その他

家賃	100,000円	100,000円
礼金	100,000円	100,000円
敷金	100,000円	100,000円
その他		
合計額	100,000円	無

(3) 賃料等の支払方法

支払方法	銀行振込	引落及び支払期日	翌月分を毎月末日までとする
振込口座	銀行名	支店名	(普・当)
	口座番号	名義人	

(4) 契約期間 2018年05月10日 より 2021年05月09日 までの 3 年間

(5) 使用目的

事務所

自動更新

(6) 管理会社

管理会社	住所	TEL
	氏名	

(7) 特約事項

原簿記載事項遵守の事  
 1. 建物のルーメンクリニクが賃借人の負担とする。退去時、室内清掃はテナントの負担に帰属すること。  
 2. (1) ~ (6) にて変更した事項の外は更新前の契約条件と同じとする。  
 3. 契約期間の更新にあたり、この更新料として、新築費の1ヶ月分を指定方法にて支払うこと。以下余白。

◎甲、乙及び丙は、本契約の全項目を精読の上合意を通し本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本書を通し作成し各自署名、押印の上互に交付し、各一通を保有する。  
 ◎お部屋探しにおきいて、ご提供頂いた個人情報について、お客様との連絡や書類の送付および賃貸借契約の締結を円滑に行う為に、ご利用させていただきます。  
 ◎賃貸借契約の締結の為、また関連する各種サービスの紹介の為に第三者に通知する場合がありますことをご了承下さい。

契約年月日	2018年 5月 10日		
住所	〒 [REDACTED]		
氏名	〒 330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉建設 埼玉建設		
現住所	〒 48-822-9606 埼玉県川口市南前川2丁目22-10 川口所本前川2-21-10 TEL 048-265-5780		
フリガナ	氏名 塩野 正行 続柄 ( )		
フリガナ	氏名 塩野 正行 続柄 ( )		
勤務先	名称/住所 勤務先 [REDACTED] TEL [REDACTED]		
現住所	〒 [REDACTED]		
フリガナ	氏名 [REDACTED] 続柄 ( )		
勤務先	名称/住所 [REDACTED] TEL [REDACTED]		

株式会社三山田 代表取締役 山田 茂樹

埼玉県川口市本町4丁目4番1号 国土交通大臣(4)第6346号 免許番号

埼玉県蕨市塚越1丁目1-8みくにビル1F 蔵店 担当店

TEL: 048-432-1932 FAX: 048-430- [REDACTED]

店長 三浦 一将

宅地建物取引士 登録番号 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]



整理番号	5-1
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	令和3年4月26日	支出額	6,720円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	駐車場代(5月分)、振り込み手数料 (按分計算式 13,440円×1/2=6,720円)		

**領収書等貼付欄**

- ①令和3年4月26日
- ②13,000円    振り込み手数料440円
- ③駐車場代(5月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号			
0017		****			
取扱店	お取引日	時刻			
10403	03-04-26	09:38			
お取引内容	お取引金額(円)	手数料			
振込	¥13,000	¥440			
お取引後の残高(円)		おつり			
*****					
お取引現金内訳		印紙税			
(1万円)	(5千円)	(1千円)			
円	円	円			
お振込明細またはご案内		電信			
[Redacted]					
登録番号 0002					
コウメイトウケンキ`タ`ソ`ヲ`ノ`マ`リ`ユ`キ`様					
電話番号 048-265-5780		印紙税申告納付につき浦和税務署承認済			
取扱番号 400006					

※ ※

紙を使用すること。

※ 領収書等には、  
 うな記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

(駐車場No)

# 駐車場（自動車保管場所）契約証書

所在地 川口市南前川二、六、十五

車種 アリートナンバー 乗用車 名称 ( ) 内第 ( ) 号  
賃料 毎月 金 三万 円 也  
金 金 —— 円也 (無利息の約定)

右に就き貸主を甲とし借主を乙とし、左記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第一条 賃借の期間は 令和二年十二月一日より令和三年十月末日 迄向う拾ヶ月とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
- 第二条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと。万一壹ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金 —— 金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第三条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第四条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。
- 第五条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第六条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第七条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第八条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第九条 駐車場内には建物及び電気水道等その他の工作物は一切設置してはならない。
- 第十条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、壹ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
- 特約条項 明渡に際しては甲乙双方共何等要求はしない事とする。

右契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を所持する

令和二年十一月二十日

貸主(甲) 住所

氏名

借主(乙) 住所

川口市南前川二、六、十五

氏名

塩野 正行

仲介人 住所

氏名

取引主任者 住所

氏名

登録番号

整理番号	9-1
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b>  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費     2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費     4: 要請・陳情等活動費     5: 広報費
	【経常的経費】
6: 人件費     ⑦: 事務所費     8: 事務費	
9: 資料購入・作成費     10: 交通費	

支出年月日	令和3年4月30日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(5月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		
領収書等貼付欄 ③政務活動費専用車両の駐車場使用料(5月分)			

### 振込金受取書 (兼手数料受取書) 現金用

- ・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

ご依頼日 年月日    振込指定日 年月日    お振込方法  電信文書

お振込先 ▼金融機関名(漢字・左づめ) 先頭から7文字分ご記入ください。 <input style="width: 100%;" type="text"/> 農協 信通 銀行 信金 信組 漁協	▼店舗名(漢字・左づめ) 先頭から9文字分ご記入ください。 <input style="width: 100%;" type="text"/> 店(所)	お受取人 貯金種目 <input type="radio"/> 普通 <input type="radio"/> 当座 <input type="radio"/> 貯蓄 <input type="radio"/> 他    口座番号 (左づめ) <input style="width: 100%;" type="text"/> フリガナ <input style="width: 100%;" type="text"/> おなまえ <input style="width: 100%;" type="text"/> 様へ
金額 ¥記号 <input type="checkbox"/> 不要    十 億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 一 <input type="text" value=""/> , <input type="text" value=""/> , <input type="text" value=""/> 5,000 円		手数料(税込) <input type="text" value=""/> , <input type="text" value=""/> 円 手数料徴収区分 <input checked="" type="radio"/> 1.即納    2.後納 <input type="radio"/> 9.不要

フリガナおなまえ  (カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。    お電話  必ずご記入ください。

様から    おしる 350-0015   

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。  
この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

取扱店 印


印紙税申告納付につき川越税務署承認済

お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

現金類					
未決済小切手	枚				
貯金振替					

## 駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 29 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号	1-1
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費      2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費      ⑦:事務所費      8:事務費	
9:資料購入・作成費      10:交通費	

支出年月日	令和3年5月6日	支出額	5,250円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(5月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄			

領 収 書

四番館

1304 号室

202105180006940004130400248

2021年5月6日

蒲 生 徳 明 様

¥10,500-


非課税文書  
印紙税法  
第5条1項  
(別表1.17  
-2による)

但し 駐車場使用料

2021年5月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは  
無効と致します

V-CITY草加管理組合  
(管理代行)  
株式会社 長谷工コミュニティ  
東京都港区芝2丁目6番15号  
長谷工コミュニティ  
組合会計1部 03-3457-1511  


※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ車加管理組合 (以下「甲」という) と 乙 (以下「乙」という) とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約 (以下「本契約」という) を締結する。

第1条 (駐車区画)

乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

Table with 7 rows: 駐車区画 No. (Redacted), 車名 (愛称) ヴィ・シティ, 年式 16年, 自動車登録番号 (Redacted), 外排気量 0.65L, 寸法 全長 339 mm, 全幅 147 mm, 全高 162 mm, 重量 1080 kg.

第3条 (使用目的)

乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車輛の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条 (車輛の変更)

乙は、第2条記載の車輛以外の車輛を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条 (契約期間)

契約期間は、18年6月15日から19年6月14日までとし、この日を中止日とする。

第6条 (使用料)

使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。

第7条 (盗難、転売等の禁止)

乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転売、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条 (甲の責任範囲)

契約車輛の駐車中もしくは入出庫中に、当該車輛または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条 (乙の責任範囲)

乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入出庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条 (契約の申し入れ)

乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条 (契約終了時の明渡し義務)

契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輛を搬出し、駐車場に甲に明け渡さなければならない。

第12条 (契約の解除)

乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条 (その他特約事項)

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

18年6月15日

甲 (管理組合)

ヴィ・シティ車加管理組合 理事長 柴本

乙 (区分所有者)

乙-1304号室 氏名 潘生 徳明

(駐車場使用にあたっての遵守事項)

- 1 登録車輛
一 駐車場使用契約によって登録されている車輛以外は駐車しないこと
二 登録されている車輛の変更の際は、事前に管理組合に届け出ること
三 管理組合の承認なしに、たとえ一時位置きであっても、契約車輛以外の車輛を駐車しないこと
四 自転車、バイク置場として使用しないこと
2 場内での運転マナー
一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
二 歩行者優先および歩行を徹底すること
三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車輛の行動に支障のないよう留意すること
四 深夜保安、騒音防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ふかし、警笛の使用を避けること
五 深夜・早朝の車輛の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
3 使用上の注意
一 使用時間は終日とすること
二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと
三 場内は禁煙とすること
四 放置・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
五 車輛には必ず施錠し、貴重品は車内に放置しないこと
六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
4 事故等の処理
一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
二 他車輛等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

(機械式駐車場を使用する際の追加遵守事項)

- 1 機械操作
一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
二 車輛の大きさおよび重量は、装置の積載限度を超えないものとする
三 装置内では、車以外の物を乗せないこと
四 装置内では、荷物の積み下ろし、荷重等を行わないこと
五 装置の操作は、装置内に人がいないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
六 装置の作動中は、危険な作業領域内に入らないこと
2 駐車方法
一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと。台の中央部に入れ止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
二 急停止、急発進はしないこと
3 使用上の注意
一 車輛が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
二 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
三 集中豪雨、雪害その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等起因する車輛等の損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車輛保険等への加入に努めること
4 機械式駐車場操作キー
一 管理組合から貸与された機械式駐車場操作キーを自己責任で管理し使用者でなくなったときは直ちに返還すること
二 機械式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号	2-1
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費     2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費     4:要請・陳情等活動費     5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費     ⑦:事務所費     8:事務費 9:資料購入・作成費     10:交通費

支出年月日	令和3年5月28日	支出額	50,220円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務所家賃(6月分)、振り込み手数料 (按分計算式 100,440円×1/2=50,220円)		

### 領収書等貼付欄

- ①令和3年5月28日
- ②100,000円     振り込み手数料440円
- ③事務所家賃(6月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

#### キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行  
お持ち帰りください。 ATM

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		***	
取扱店	お取引日	時刻	
10402	03-05-28	14:26	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥100,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****		おつり	
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 認証	
お振込明細またはご案内		電信	
お受取人	登録番号 0001		
ご依頼人	コウメイトウケツキ「タ」ン ツォノ マサユキ様		
	電話番号 048-265-5780		印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
	取扱番号 400071		

氏を使用すること。

※ 領収書等には、\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。→「印紙税申告納付につき浦和税務署承認済」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

賃貸借契約書

貸借人	以下甲という
賃借人	以下乙という

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	Mビル		
所在地	埼玉県川口市南前川2丁目22-2		
構造	R C造	地下 〇階	地上 3階
面積	2階	79.14㎡	(一坪)
	一階	一〇	(一坪)
	一階	一〇	(一坪)
合計	79.14	一〇	(一坪)

(2) 賃料等その他

家賃	100,000円	敷金	100,000円
月額賃借料	100,000円	礼金	100,000円
合計額	100,000円	償却	無

(3) 賃料等の支払方法

支払方法	銀行振込	引落及び支払期日	翌月分を毎月末日までとする
振込口座	銀行名	支店名	(普・当)
	口座番号	名義人	

(4) 契約期間 2018年05月10日 より 2021年05月09日 までの 3年間

(5) 使用目的 事務所 自動更新

(6) 管理会社

管理番号	住所	TEL
	氏名	

(7) 特約事項

原簿記載の特約事項は、本簿記載の特約事項を優先する。また、本簿記載の特約事項と異なる事項がある場合は、本簿記載の特約事項を優先する。また、本簿記載の特約事項と異なる事項がある場合は、本簿記載の特約事項を優先する。

◎甲、乙及び丙は、本契約の全項目を新調理の上合意に達し本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本書を通し作成し各自署名、捺印のうえ甲及び乙が各一通を保有する。  
 ◎お部屋探しにおいて、ご提供頂いた個人情報について、お登録との連絡や書類の送付および賃貸借契約の締結を目的として、ご利用させていただきます。  
 ◎賃貸借契約の締結の為、また関連する各種サービスを紹介する為、第三者に通知する場合がありますことを予めご了承ください。

契約年月日	2018年 5月 10日	
住所	〒 [Redacted]	
氏名	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1	
現住所	〒333-0849 埼玉県議会公明党議員団 埼玉県議会 議員 塩野 正行	
フリガナ	塩野 正行 TEL 048-265-5780	
氏名	〒333-0849 埼玉県議会公明党議員団 埼玉県議会 議員 塩野 正行	
現住所	〒333-0849 埼玉県議会公明党議員団 埼玉県議会 議員 塩野 正行	
フリガナ	塩野 正行 TEL 048-265-5780	
氏名	〒333-0849 埼玉県議会公明党議員団 埼玉県議会 議員 塩野 正行	
勤務先	〒 [Redacted] [Redacted]	
現住所	〒 [Redacted] [Redacted]	
フリガナ	[Redacted] [Redacted] TEL [Redacted]	
氏名	[Redacted] [Redacted] 年 月 日 生	
勤務先	[Redacted] [Redacted]	

担当店 蔵店 埼玉県蔵市塚越1丁目1-8みくにビル1F  
 TEL: 048-432-1932 FAX: 048-430-  
 店長 三浦 一将  
 宅地建物取引士  
 登録番号 [Redacted]  
 氏名 [Redacted]

株式会社 ミニ 山田 茂樹  
 代表取締役



整理番号	3-1
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費      2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費      4: 要請・陳情等活動費      5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費      ⑦: 事務所費      8: 事務費 9: 資料購入・作成費      10: 交通費
---------------------------------	--

支出年月日	令和3年5月28日	支出額	6,720円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場代(6月分)、振り込み手数料 (按分計算式 13,440円×1/2=6,720円)		

**領収書等貼付欄**

①令和3年5月28日  
 ②13,000円      振り込み手数料440円  
 ③駐車場代(6月分)、振り込み手数料  
 ⑤塩野 正行

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	0017 [REDACTED] ***	
取扱店	お取引日	時刻	10402	03-05-28 14:27
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	振込	¥13,000      ¥440
お取引後の残高(円)		おつり	*****	
お取引現金内訳		(1万円) (5千円) (1千円) (硬) (認証)		
お振込明細またはご案内		登録番号	0002	
お受取人		ご依頼人	コウメイトウケンキ`タ`ン ヲノ マサユキ様 電話番号 048-265-5780 取扱番号 400072	

※ ※

紙を使用すること。

※ 領収書等には、( )として」など何に支出されたか分かるよ  
 うな記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

# 駐車場（自動車保管場所）契約証書

所在地 川口市南前川二、六、十五

車種プレートナンバー 乗用車 名称 ( ) 内第 号

賃料 賃ヶ月 金 拾万 円 也

金 金 ———— 円 也 (無利息の約定)

右に就き貸主を甲とし借主を乙とし、左記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第一条 賃借借の期間は令和二年十二月一日より令和三年十月末日迄向う拾ヶ月とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
- 第二条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一遅れ月なりとも滞納せる場合は、権利金———金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第三条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第四条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。
- 第五条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第六条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持ち込み、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なされること。
- 第七条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲はこれに対し責任を負わないものとする。
- 第八条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第九条 駐車場内には建物及び電気水道等その他の工作物は一切設置してはならない。
- 第十条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、拾ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
- 特約条項 明渡に際しては甲乙双方共何等要求はしない事とする。

右契約の証として、本契約書を貳通作成し甲乙双方署名捺印の上各一通を所持する

令和二年十二月二十日

貸主(甲) 住所 氏名

[Redacted Signature]

借主(乙) 住所 氏名

川口市南前川二、六、十五  
塩野 正行

仲介人 住所 氏名

取引主任者 氏名 登録番号



印

印

整理番号	1-1
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費      2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費      ⑦:事務所費      8:事務費	
9:資料購入・作成費      10:交通費	

支出年月日	令和3年6月1日	支出額	5,250円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(6月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		

領収書等貼付欄	
---------	--

領 収 書
四番館  
1304 号室
202106160006940004130400256  
2021年6月1日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書  
印紙税法  
第5条1項  
(別表1.17  
-2による)

但し 駐車場使用料      2021年6月分  
上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは  
無効と致します

V-CITY草加管理組合  
 (管理代行)  
 株式会社 長谷工コ  
 東京都港区芝4丁目0番1  
 長谷工コ  
 組合会計1部      03-3457-1514

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるよ  
うな記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合 (以下「甲」という) と 1-2 号車 区分所有者 蒲生 徳明 (以下「乙」という) とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約 (以下「本契約」という) を締結する。

第1条 (駐車区画) 乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

Table with 2 columns: Item (e.g., 一 所有者, 二 車名), Value (e.g., 蒲生 徳明, 16号). Includes vehicle specifications like 全長, 全幅, 全高.

第3条 (使用目的) 乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車輛の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条 (車輛の変更) 乙は、第2条記載の車輛以外の車輛を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条 (契約期間) 契約期間は、18年6月15日から19年6月15日までとする。

第6条 (使用料) 使用料は、月額1,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。

第7条 (敷設等の禁止) 乙は、敷設の如何を問はず、本契約に基づき権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条 (甲の責任範囲) 契約車輛の駐車中もしくは入庫中に、当該車輛または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条 (乙の責任範囲) 乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条 (解約の申し入れ) 乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条 (契約終了時の明渡し義務) 契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輛を搬出し、駐車場で甲に明け渡さなければならない。

第12条 (契約の解除) 乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないので、直ちに本契約を解除できる。

第13条 (その他特約事項)

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

18年6月15日

甲 (管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙 (区分所有者) 外-130号車 氏名 蒲生 徳明

(駐車場使用にあたっての遵守事項)

- 1 登録車輛
- 駐車場使用契約によって登録されている車輛以外に駐車しないこと
- 登録されている車輛の変更の際は、事前に管理組合に届け出ること
- 管理組合の承認なしに、たとえ一時放置であっても、契約車輛以外の車輛を駐車しないこと
- 自転車、バイクを駐車場として使用しないこと
2 場内での運転マナー
- 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
- 歩行者優先および徐行を徹底すること
- 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車輛の行動に支障のないよう留意すること
- 乗降保安、緊急防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ふかし、警笛の使用を避けること
- 深夜・早朝の車輛の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
3 使用上の注意
- 使用時間は終日とすること
- 駐車は本マニシヨンの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと
- 場内は禁煙とすること
- 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
- 草類には必ず除草し、貴重品は車内に放置しないこと
- ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
- 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
4 事故等の処理
- 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
- 他車輛等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

(機械操作)

- 1 メーカ-の取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
- 車輛の大きさおよび重量は、設置の積載限度を越えないものとする
- 設置には、車以外の物を乗せないこと
- 設置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
- 設置の操作は、装置内に人がいないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
- 装置の作動中は、危険な作業内に入らないこと
2 駐車方法
- 駐車は本マニシヨンの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと。台の中央部に入れ車止めた上で駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
- 急停止、急発進はしないこと
3 使用上の注意
- 車輛が設置と接続したときおよび機器に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
- 安全管理および使用の手順上、パレットを常時下げておくこと
- 集中降雨、雷害その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等による車輛等の損傷については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車輛保険等への加入に努めること
4 機械式駐車場操作キ-
- 管理組合から貸与された機械式駐車場操作キ-を自己責任で管理し使用者でなくなるときは直ちに返還すること
- 機械式駐車場操作キ-を紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号	4-1
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	令和3年6月1日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(6月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		

領収書等貼付欄
③政務活動費専用車両の駐車場使用料(6月分)

### 振込金受取書 (兼手数料受取書) 現金用

・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。  
 ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。  
 ・通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。  
 ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。  
 ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

ご依頼日 年月日 振込指定日 年月日

お振込方法  電信 文書

お振込先	▼金融機関名(漢字・左づめ) 先頭から7文字分ご記入ください。 農協 信連 銀行 信金 信組 漁協	▼店舗名(漢字・左づめ) 先頭から9文字分ご記入ください。
	<input type="text"/>	<input type="text"/>
お受取人	貯金種目 <input type="text" value="普通 当座 貯蓄 他"/> (左づめ) 口座番号 <input type="text"/>	金額 ¥記号 <input type="text"/> 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 一 円 <input type="text" value="5,000"/>
	フリガナおなまえ <input type="text"/>	手数料(税込) <input type="text"/> 円 手数料徴収区分 <input checked="" type="checkbox"/> 1.即納 2.後納 9.不要
フリガナおなまえ <input type="text"/> 様へ		

フリガナおなまえ  (カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。

お電話  必ずご記入ください。


ご依頼人  様から おとこ  川越市今泉88-14

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。  
 この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

取扱店	印紙税申告納付につき川越税務署承認済	お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。
		現金類 <input type="text"/>
		未決済小切手 枚 <input type="text"/>
		貯金振替 <input type="text"/>

## 駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号	1-1
------	-----

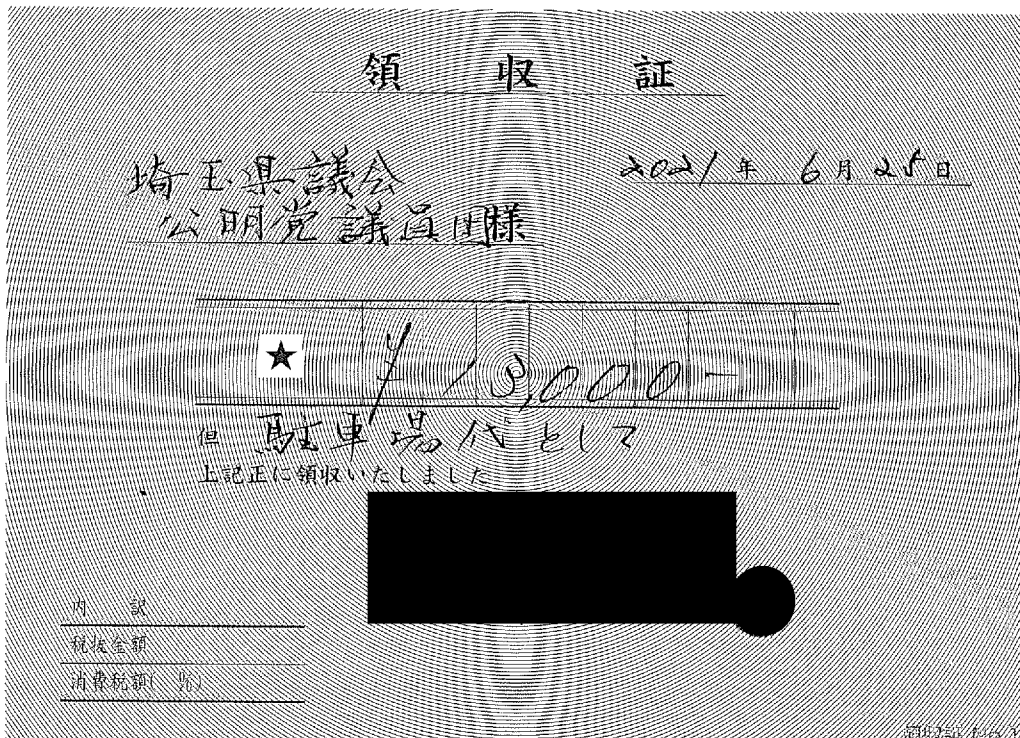
## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和3年6月25日	支出額	6,500円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(7月分、8月分) (按分計算式 13,000円×1/2=6,500円)		

**領収書等貼付欄**

- ①令和3年6月25日
- ③政務活動専用車両駐車場代として(7月分、8月分)
- ⑤石渡 豊

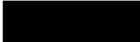


※ 領収書は、領収した物の品名、単位数、金額を明記し、必ず「領収書」の欄に記入してください。


※ 按分計算式 13,000円×1/2=6,500円

いるよ  
:)

## 駐車場使用契約書

貸主・ (以下「甲」という。)と借主・石渡豊 (以下「乙」という。)は、頭書(1)に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 駐車場の表示

所在地：上尾市弁財2-9 井上駐車場 指定場所：番

### 頭書(2) 契約期間

期 間：2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間

甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

### 頭書(3) 賃料(駐車場使用料)

賃 料：月額6,500円(消費税込み・2ヶ月払いを基本とする。)

甲及び乙は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約の締結を証する為ため、本契約書を2部作成し、貸主・借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

甲・貸主 住所



氏名

 ●

乙・借主 住所

上尾市弁財2-7-8

氏名

石渡 豊

●



整理番号	2-1
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費      2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費      ⑦:事務所費      8:事務費
	9:資料購入・作成費      10:交通費

支出年月日	令和3年6月30日	支出額	50,220円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所家賃(7月分)、振り込み手数料 (按分計算式 100,440円×1/2=50,220円)		

**領収書等貼付欄**

- ①令和3年6月30日
- ②100,000円      振り込み手数料440円
- ③事務所家賃(7月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	
取扱店	お取引日	時刻	
10402	03-06-30	13:26	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥100,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			印紙税 認
お振込明細またはご案内			電信
お受取人	登録番号 0001		
ご依頼人	コウメイトウケンキ`ダツ ソノ マサユキ様		
	電話番号 048-265-5780	印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済	
	取扱番号 300088		

。い場合は、別紙を使用すること。  
付すこと。)

※ 印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。 →

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

だし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるよ  
:(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

賃貸借契約書

貸借人	以下甲という
質借人	以下乙という
借主	埼玉県議会公明党議員団

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	MPビル	( 2 階 2F 号室 ) ( 駐車場 No. 1 )
所在地	埼玉県川口市南前川2丁目22-2	
構造	RC造	造 地下 0 階 地上 3 階建
面積	2階 79.14 坪 ( 1 坪 ) 1階 1 坪 ( 1 坪 ) 1階 1 坪 ( 1 坪 )	
合計	79.14 坪 ( 1 坪 )	

(2) 賃料等その他

家賃	100,000円	100,000円
礼金	100,000円	100,000円
その他		
合計額	100,000円	賃借 無

(3) 賃料等の支払方法

支払方法	銀行振込	引落及び支払期日	翌月分を毎月末日までとする
振込口座	銀行名 支店名 口座番号 名義人		( 普・当 )

(4) 契約期間 2018年05月10日 より 2021年05月09日 までの 3 年間

(5) 使用目的 事務所 自動更新

(6) 管理会社

管理者	住所 質主と同じ	氏名	TEL
-----	----------	----	-----

(7) 特約事項

原簿特約事項遵守の事

1. 建替時のルーラー・コンクリートは質借人の負担とする。建替時、室内造作はマンションの負担にて戻金回付すること。

2. (1) ~ (6) に変更した事項の外は更新前の契約条件と同じとする。

3. 契約期間の更新にあたり、これは更新料として、新築費の1ヶ月分を指定方法にて支払うこと。以下余白。

◎甲、乙及び丙は、本契約の全項目を熟読理解の上合意に達し本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本書2通を作成し各自署名、押印のうえ甲及び乙が各一通を保存す。

◎甲が部屋探しにおいて、ご提供頂いた個人情報について、お各様との連絡や書類の送付および賃貸借契約の締結を円滑に行う為に、ご利用させて頂いたさせていただきます。

◎賃貸借契約の締結の為、また関連する各種サービスの紹介の為に第三者に通知する場合がありますことをご承知下さい。

契約年月日	2018年 5月 10日
住所	〒 [Redacted]
氏名	[Redacted]
現住所	〒 330-9301 埼玉県川口市南前川3-15-1 埼玉県議会公明党議員団 TEL 048-265-5780
フリガナ	板垣 正行 氏
氏名	氏名 正行 氏
現住所	〒 333-0849 埼玉県川口市南前川2-21-10 TEL 048-265-5780
フリガナ	塩野 正行 氏
氏名	氏名 正行 氏
勤務先 名称/住所	[Redacted]
現住所	〒 [Redacted]
フリガナ	[Redacted]
氏名	[Redacted]
勤務先 名称/住所	[Redacted]

株式会社 ミニシティ 山田 茂樹 代表取締役

埼玉県川口市本町4丁目4-11 第6946号

埼玉県蕨市塚越1丁目1-8みくにビル1F

TEL: 048-432-1932 FAX: 048-430- [Redacted]

店長 三浦 一将

宅地建物取引士 登録番号 [Redacted] 氏名 [Redacted]

整理番号	3-1
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	令和3年6月30日	支出額	6,720円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	駐車場代(7月分)、振り込み手数料 (按分計算式 13,440円×1/2=6,720円)		

**領収書等貼付欄**

①令和3年6月30日  
 ②13,000円    振り込み手数料440円  
 ③駐車場代(7月分)、振り込み手数料  
 ⑤塩野 正行

**キャッシュサービスご利用明細**  
毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。
**埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	
取扱店	お取引日	時刻	
10402	03-06-30	13:27	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥13,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳		(印) 認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	円
万	千	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人 XXXXXXXXXX

登録番号 0002

ご依頼人 コウメイトウケンキダツソ ヲノ マサユキ様

電話番号 048-265-5780

取扱番号 400074

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※ 領収書等には、( ) など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

# 駐車場（自動車保管場所）契約証書

所在地 川口市南前川二六、十五

車種プレートナンバー 乗用車 名称 ( ) 内第 号

賃料 借ヶ月 金 壹万 参 円 也

金 金 ———— 円 也 (無利息の約定)

右に就き貸主を甲とし借主を乙とし、左記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第一条 賃借借の期間は令和二年十二月一日より令和三年十月末日迄向う拾壹ヶ月とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
- 第二条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一借ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金———金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も致せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第三条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第四条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。
- 第五条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第六条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なざざること。
- 第七条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第八条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第九条 駐車場内には建物及び電気水道等その他の工作物は一切設置してはならない。
- 第十条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、借ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
- 特約条項 明渡に際しては甲乙双方共何等要求はしない事とする。

右契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を所持する

令和二年十二月二十日

貸主(甲) 住所

[Redacted Address]

氏名

借主(乙)

住所

川口市南前川二一〇、一〇

氏名

植野 正行

仲介人

住所

氏名

氏名

取引主任者

登録番号

整理番号	2-1
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費      2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費      ⑦:事務所費      8:事務費	
9:資料購入・作成費      10:交通費	

支出年月日	令和3年7月1日	支出額	5,250円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(7月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		

領収書等貼付欄

領 収 書      四番館      1304 号室      202107190006940004130400228  
 2021年7月1日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書  
 印紙税法  
 第5条1項  
 (別表1.17  
 -2による)

但し 駐車場使用料      2021年7月分  
 上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは  
 無効と致します

V-CITY草加管理組合  
 (管理代行)  
 株式会社 長谷工務店  
 東京都港区芝2丁目6番1  
 長谷工務店  
 組合会計1部      03-3457-1514

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合(以下「甲」という)とゾー1304号室区分所有者 蒲生 徳明(以下「乙」という)とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約(以下「本契約」という)を締結する。

- 第1条 (駐車区画)
乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。
駐車区画 No. [redacted]
第2条 (契約車輛)
乙が駐車する車輛は次のとおりとする。
所有者 蒲生 徳明
一 車名(愛称) [redacted]
二 車種 [redacted]
三 自動車登録番号 [redacted]
四 自動車登録番号 06561
五 総排気量 339 mm
六 外寸全長 379 mm 全幅 147 mm 全高 162 mm
七 車輛重量 1080 kg

第3条 (使用目的)
乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車輛の駐車以外の目的に使用してはならない。
第4条 (車輛の変更)
乙は、第2条記載の車輛以外の車輛を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条 (契約期間)
契約期間は、19年6月15日から19年6月19日までである。
第6条 (使用料)
使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。(支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。)

第7条 (譲渡、転貸等の禁止)
乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。
第8条 (甲の責任範囲)
契約車輛の駐車中もしくは出入庫中に、当該車輛または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条 (乙の責任範囲)
乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または出入庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。
第10条 (解約の申し入れ)
乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条 (契約終了時の明渡し義務)
契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輛を搬出し、駐車場で甲に明渡しをしなければならない。
第12条 (契約の解除)
乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないので、直ちに本契約を解除できる。

第13条 (その他特約事項)

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

19年6月15日
甲(管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本
乙(区分所有者) ゾー1304号室 氏名 蒲生 徳明

- (駐車場使用にあたっての遵守事項)
1 登録車輛
一 駐車場使用契約によって登録されている車輛以外は駐車しないこと
二 登録されている車輛の変更の際は、事前に管理組合に届け出ること
三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車輛以外の車輛を駐車しないこと
四 自転車、バイク置場として使用しないこと
2 場内での運転マナー
一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
二 歩行者優先および徐行を徹底すること
三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車輛の行動に支障のないよう留意すること
四 環境保全、騒音防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ぶかし、警笛の使用を避けること
五 深夜・早朝の車輛の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
3 使用上の注意
一 使用時間は終日とする
二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと
三 場内は禁煙とする
四 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
五 車輛には必ず施錠し、貴重品は車内に放置しないこと
六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
4 事故等の処理
一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
二 他車輛等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

(機械式駐車場を使用する際の追加遵守事項)
1 機械動作
一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
二 車輛の大きさおよび重量は、装置の積載限度を超えないものとする
三 装置内には、車以外の物を乗せないこと
四 装置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
五 装置の操作は、装置内に人がいないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
六 装置の作動中は、危険なので装置内に入らないこと
2 駐車方法
一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと。台の中央部に入口車止めにて当てる駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
二 急停止、急発進はしないこと
3 使用上の注意
一 車輛が震動と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
二 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
三 集中豪雨、雷害その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の漏水等起因する車輛等の損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車輛保険等への加入に努めること
4 機械式駐車場操作キー
一 管理組合から貸与された機械式駐車場操作キーを自己責任で管理し使用できなくなったときは直ちに返還すること
二 機械式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 5-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費      2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費      ⑦:事務所費      8:事務費	
9:資料購入・作成費      10:交通費	

支出年月日	令和3年7月6日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(7月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		

領収書等貼付欄  
③政務活動費専用車両の駐車場使用料(7月分)

現金用

### 振込金受取書(兼手数料受取書)

- ・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

ご依頼日 03年07月06日 振込指定日 年 月 日

お振込方法  現金  電信文書

▼金融機関名(漢字・左づめ)先頭から7文字分ご記入ください。 農協 信連 銀行 信金 信組 漁協

▼店舗名(漢字・左づめ)先頭から9文字分ご記入ください。

お振込先

お受取人

貯金種目 普通 当座 貯蓄 他 (左づめ) 口座番号

金額 ¥記号 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 一

不要 0,000,000円

手数料(税込) 円

手数料徴収区分 1.即納 2.後納 9.不要

お振込先 お名前

お受取人 お名前

ご依頼日 03年07月06日

お電話 049-236-2366

必ずご記入ください。

お受取人 深谷 顕史 様から

お住所 〒330-0015 川越市今泉88-14

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。  
この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

取扱店


印紙税申告納付につき川越 税務署承認済

お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続きをしないで当店において返却します。

現金類					
未決済小切手	枚				
貯金振替					

## 駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	



整理番号	1-1
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	令和3年7月29日	支出額	50,220円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所家賃(8月分)、振り込み手数料 (按分計算式 100,440円 × 1/2 = 50,220円)		

**領収書等貼付欄**

- ①令和3年7月29日
- ②100,000円    振り込み手数料440円
- ③事務所家賃(7月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行 ♪

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号			
0017		****			
取扱店	お取引日	時刻			
36604	03-07-29	12:26			
お取引内容	お取引金額(円)	手数料			
振込	¥100,000	¥440			
お取引後の残高(円)		おつり			
*****					
お取引現金内訳		認証			
(1万円)	(5千円)	(1千円)			
円	円	円			
お振込明細またはご案内			電信		
登録番号 0001					
ご依頼人					
コウメイトウケツキ"タ"ソノ マサユキ様					
電話番号 048-265-5780			印紙税申告納付につき浦和税務署承認済		
取扱番号 400044					

※ 領収書  
※ 領収書  
(別紙)

ること。

※ 領収書等には、①年月(正確な記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



# 貸借契約書

貸借人	以下甲という
質借人	以下乙という

(1) 質借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	ビル			(2階 2F 号室)
所在地	埼玉県川口市南前川2丁目22-2			(駐車場№ 一)
構造	RC造	地下 〇階	地上 3階	階建
面積	2階	77.14㎡	(一坪)	
	一階		(一坪)	
	一階		(一坪)	
合計		79.14	(一坪)	

(2) 質料等その他

※本契約書の質料等欄に於いて、質料等は正された場合、資料その他の記載事項に準ずるものとす。

質料	数金	100,000円	100,000円	100,000円
礼金	円	円	円	円
月額賃料	円	円	円	円
合計額	100,000円		100,000円	無

(3) 質料等の支払方法

支払方法	銀行振込	引落及び支払期日	翌月分を毎月末日までとする
振込口座	銀行名	支店名	(普・当)
	口座番号	名義人	

(4) 契約期間 2018年05月10日 より 2021年05月09日 までの 3 年間

(5) 使用目的 事務所 自動更新

(6) 管理会社

管理会社	住所	氏名	TEL
------	----	----	-----

(7) 特約事項

原契約特約条件の通り

1. 退去料の発生は、本契約の履行に支障を及ぼす場合は、退去料を請求するものとす。

1. (1) ~ (6) にて変更した事項の外は更新前の契約条件と同じとする。

1. 契約期間の更新にあたり、乙は更新料として、更新前の1ヶ月分を前払方法にて支払うこと。以下空白。

◎甲、乙及び丙は、本契約の全項目を熟読の上合意を証し本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本書2通を作成し各自署名、押印のうえ甲及び乙が各一通を保有する。

◎お部屋探しにおき、ご提供頂いた個人情報について、お客様との連絡や書類の送付および質借契約の締結を円滑に行う為に、ご利用させて頂いております。

◎質借契約の締結の為、また関連する各種サービスの紹介の為に第三者に通知する場合がありますことを予めご了承ください。

契約年月日		2018年 5月 10日	
住所	〒		
氏名			
現住所	〒330-9301	埼玉県川口市南前川3-15-1	48-822-9606
フリガナ		北村 正行	
氏名		埼玉県議会 公明党議員	
現住所	〒333-0849	川口市南前川2-21-10	TEL 048-265-5780
フリガナ		北村 正行	
氏名		正行 正行	
勤務先 名称/住所			
現住所	〒		
フリガナ			
氏名			
勤務先 名称/住所			

株式会社 三田 代表取締役 山田 茂樹

埼玉県川口市本町4丁目 国土交通大臣(4)第6346号

埼玉県川口市南前川1丁目1-8みくにビル1F

TEL: 048-432-1932 FAX: 048-430-XXXX

TEL: 048-432-1932

店長 三浦 一将

宅地建物取引士

登録番号

氏名

整理番号 2-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙


経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和3年7月29日	支出額	6,720円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場代(8月分)、振り込み手数料 (按分計算式 13,440円 × 1/2 = 6,720円)		

### 領収書等貼付欄

- ①令和3年7月29日
- ②13,000円 振り込み手数料440円
- ③駐車場代(8月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

### キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
36604	03-07-29	12:26
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥13,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 (硬貨)
円 円 円		円

※ 領収書は重  
※ 領収書を貼  
(別紙には

と。

お振込明細またはご案内

お受取人  
登録番号 0002  
コウメイトウケツキ"タ"ソノ マサユキ様

ご依頼人  
電話番号 048-265-5780  
取扱番号 300041

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消してあります。 →

※ 領収書等には、①年月日、②うな記載)、④発行者、⑤宛名が  
※ 按分した場合は、積算方法を:

出されたか分かるよ  
白に補記すること)。

(駐車場No)

# 駐車場 (自動車保管場所) 契約証書

所在地 川口市南前川二六十五

車種プレートナンバー 乗用車 名称 ( ) 内第 号

賃料 壹ヶ月 金 壹万 円也

金 金 ———— 円也 (無利息の約定)

右に就き貸主を甲とし借主を乙とし、左記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第一条 賃貸借の期間は令和二年十二月一日より令和三年十月末日迄向う拾壹ヶ月とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
- 第二条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一壹ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金———金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第三条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第四条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。
- 第五条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第六条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持ち込みしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさないこと。
- 第七条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損傷並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第八条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第九条 駐車場内には建物及び電気水道等その他の工作物は一切設置してはならない。
- 第十条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、壹ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
- 特約条項 明渡に際しては甲乙双方共何等要求はしない事とする。

右契約の証として、本契約書を貳通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を所持する

令和二年十二月二十日

貸主(甲) 住所

[Redacted Address]

氏名

借主(乙) 住所

川口市南前川二一〇一〇

氏名

塩野 正行

仲介人 住所

氏名

氏名

取引主任者

登録番号



印

印

整理番号	2-1
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費      2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費      ⑦:事務所費      8:事務費	
9:資料購入・作成費      10:交通費	

支出年月日	令和3年8月2日	支出額	5,250円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(8月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄			

領 収 書

四番館  
1304 号室

202108230006940004130400236

2021年8月2日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書  
印紙税法  
第5条1項  
(別表1.17  
-2による)

但し 駐車場使用料      2021年8月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは  
無効と致します

V-CITY草加管理組合  
(管理代行)  
株式会社 長谷工  
東京都港区芝2丁目6番地  
長谷工建設株式会社  
組合会計1部    03-3457-1514

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ章加管理組合(以下「甲」という)とゾー(204号区区分所産者 蒲生 徳明(以下「乙」という)とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条 (駐車区画)

乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

駐車区画 No.	162
一 所有者	蒲生 徳明
二 車名(愛称)	サマ
三 自動車登録番号	065K1
四 年 齢	1
五 総排気量	339 mm
六 外寸全長	347 mm
七 車 輪 重 量	1080 KE

第3条 (使用目的)  
乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車輛の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条 (車輛の変更)  
乙は、第2条記載の車輛以外の車輛を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条 (契約期間)  
契約期間は、18年6月15日から19年6月15日までとし、これを中止せざることを定める。

第6条 (使用料)  
使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。(支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準じて行うものとする。)

第7条 (競渡、転貸等の禁止)  
乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条 (甲の責任範囲)  
契約車輛の駐車中もしくは出入庫中に、当該車輛または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条 (乙の責任範囲)  
乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または出入庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条 (解約の申し入れ)  
乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条 (契約終了時の明渡し義務)  
契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輛を搬出し、駐車場を甲に明け渡さなければならない。

第12条 (契約の解除)  
乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条 (その他特約事項)

18年6月15日  
甲(管理組合) ヴィ・シティ章加管理組合 理事長 柴本

乙(区分所有者) 外-1304号室 氏名 蒲生 徳明

(駐車場使用にあたっての遵守事項)

- 1 発着車輛
    - 一 駐車場使用契約によって登録されている車輛以外は駐車しないこと
    - 一 登録されている車輛の変更の際は、事前に管理組合に届け出る
    - 一 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車輛以外の車輛を駐車しないこと
    - 一 自転車、バイク置場として使用しないこと
  - 2 場内での運転マナー
    - 一 場内では、管理組合の指示ならびに案内標識に従うこと
    - 一 歩行者優先および除行を徹底すること
    - 一 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車輛の行動に支障のないよう留意すること
    - 一 環境保全、騒音防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ぶかし、警告の使用を避けること
    - 一 深夜・早朝の車輛の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
  - 3 使用上の注意
    - 一 使用時間は禁日とする
    - 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと
    - 一 場内は禁煙とする
    - 一 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
    - 一 車輛には必ず施設し、貴重品は車内に放置しないこと
    - 一 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
    - 一 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
  - 4 事故等の処理
    - 一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
    - 一 他車輛等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと
- (機械式駐車場を使用する際の追加遵守事項)
- 1 機械操作
    - 一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
    - 一 車輛の大きさおよび運搬は、装置の積載限度を超えないものとする
    - 一 装置には、車以外の物を乗せないこと
    - 一 装置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
    - 一 装置の操作は、装置内に入らないことおよび隣接区画が安全であることを確認してから行うこと
    - 一 装置の作動中は、危険なので装置内に入らないこと
  - 2 駐車方法
    - 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと。台の中央部に入れ車止めにて当てる、パーキングブレーキを引いておくこと
    - 一 急停止、急発進はしないこと
  - 3 使用上の注意
    - 一 車輛が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
    - 一 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
    - 一 集中豪雨、大雪その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等による駐車場の損傷については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車輛保険等への加入に努めること
  - 4 機械式駐車場操作
    - 一 管理組合から貸与された機械式駐車場操作キーを自己責任で使用できなくなったときは直ちに返還すること
    - 一 機械式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 7-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--------------------------	--

支出年月日	令和3年8月3日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(8月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		
領収書等貼付欄 ③政務活動費専用車両の駐車場使用料(8月分)			

現金用

### 振込金受取書(兼手数料受取書)

- 振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- 文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おください。

ご依頼日 03年08月03日 振込指定日 □□年□□月□□日  
 お振込方法  電信 文書

お振込先 ▼金融機関名(漢字・左づめ)先頭から7文字分ご記入ください。 農協 信連 銀行 信金 信組 漁協 ▼店舗名(漢字・左づめ)先頭から9文字分ご記入ください。	店(所)
お受取人	貯金種目 普通 当座 貯蓄 他 □□ (左づめ) 口座番号 □□□□□□□□ 金額 ¥記号 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 一 円 不要 □,□□□,□□□ □,000 円
フリガナおなまえ	フリガナおなまえ □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□ (カタカナ・左づめ)濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。 様へ
手数料(税込)	□□□□ 円 手数料徴収区分 <input checked="" type="checkbox"/> 1.即納 <input type="checkbox"/> 2.後納 <input type="checkbox"/> 9.不要

ご依頼日 フカヤケンシ 様から お電話 049-236-2566  
 (カタカナ・左づめ)濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。 必ずご記入ください。  
 おとる 〒350-0015 川越市今泉88-14

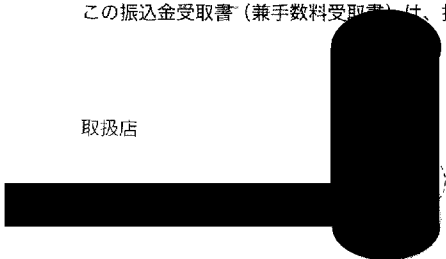
いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。  
 この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

印紙税申告納付につき川越  
 税務署承認済

お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続きをしないで本店において返却します。


現金類				
未決済小切手	枚			
貯金振替				

取扱店



## 駐車場貸貸借契約書

平成 21 年 3 月 29 日

貸貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑
	氏名	[REDACTED]	
貸借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは貸借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内貸貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	貸借権譲渡禁止 貸借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	貸貸人 3ヶ月前予告 貸借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	貸貸人の定める管理規定によるほか貸貸人の指示による。	



整理番号	3-1
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費      2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費 【経常的経費】 6:人件費      ⑦:事務所費      8:事務費 9:資料購入・作成費      10:交通費
------------------------------	--

支出年月日	令和3年8月28日	支出額	6,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(9月分、10月分) (按分計算式 13,000円×1/2=6,500円)		

**領収書等貼付欄**

- ① 令和3年8月28日
- ③ 政務活動専用車両駐車場代として(9月分、10月分)
- ⑤ 石渡 豊




※ 全  
うた  
※ 主

内 訳  
 税込金額  
 消費税額(%)


かるよ  
と)。

3-2 石渡 豊

## 駐車場使用契約書

貸主・ (以下「甲」という。)と借主・石渡豊 (以下「乙」という。)は、頭書(1)に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 駐車場の表示

所在地：上尾市弁財2-9 井上駐車場 指定場所：番

### 頭書(2) 契約期間

期 間：2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間

甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

### 頭書(3) 賃料(駐車場使用料)

賃 料：月額6,500円(消費税込み・2ヶ月払いを基本とする。)

甲及び乙は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約の締結を証する為ため、本契約書を2部作成し、貸主・借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

甲・貸主 住所



氏名

乙・借主 住所

上尾市弁財2-7-8

氏名

石渡 豊



整理番号	1-1
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費      2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費      ⑦:事務所費      8:事務費	
9:資料購入・作成費      10:交通費	

支出年月日	令和3年8月30日	支出額	50,220円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	事務所家賃(9月分)、振り込み手数料 (按分計算式 100,440円×1/2=50,220円)		

**領収書等貼付欄**

- ①令和3年8月30日
- ②100,000円      振り込み手数料440円
- ③事務所家賃(9月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号			
0017		****			
取扱店	お取引日	時刻			
36602	03-08-30	12:27			
お取引内容	お取引金額(円)	手数料			
振込	¥100,000	¥440			
お取引後の残高(円)		おつり			
*****					
お取引現金内訳 (1万円)      (5千円)      (1千円)		印紙税 (硬貨)	認証		
万円      千円      千円		円	電信		
お振込明細またはご案内					
お受取人 [Redacted]					
登録番号 0001					
ご依頼人 コウメイトウケンキ"タ"ソ ソノ マサユキ様					
電話番号 048-265-5780				印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済 *****	
取扱番号 300045					

※ 領収  
※ 領収  
( )

すること。

※ 領収書等には、①年( )に支出されたか分かるよ  
うな記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



# 貸借契約書

№ 26309  
担当番号

貸借人 以下甲という  
 借借人 以下乙という  
 埼玉県議会公明党議員団

## (1) 貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	ビル	(2階2F号室) (駐車場No. 1)
所在地	埼玉県川口市南前川2丁目22-2	
構造	R/C造	地上 3階 地下 0階
面積	2階 79.14㎡ (一坪) 1階 一坪 0階 一坪	
合計	79.14	一坪

(2) 賃料等その他  
本物件の賃料は、本物件の賃料表に基づき、毎月末日までとす。その他は、本物件の賃料表に基づき、毎月末日までとす。

家賃	100,000円	100,000円	100,000円
礼金	100,000円	100,000円	
その他			
合計額	100,000円		無

## (3) 賃料等の支払方法

支払方法 銀行振込  
 引落及び支払期日 翌月分を毎月末日までとする (普・当)  
 振込口座 銀行名 支店名 名義人  
 口座番号

(4) 契約期間 2018年05月10日より 2021年05月09日 までの 3年間

(5) 使用目的 事務所 自動更新

(6) 管理会社 住居賃貸主と同じ  
 管理番号 氏名 TEL

## (7) 特約事項

原簿の特約事項を遵守する。  
 1. 基本事項のルールブック、マニュアルは貸借人の負担とする。退去時、原簿の建物主(テナント)に負担して戻すこと。  
 1. (1) ~ (6) にて変更した事項の外は更新前の契約条件と同じとする。  
 1. 更新期間の更新にあたり、乙は更新料として、更新前の1ヶ月分を指定方法にて支払うこと。以下余白。

◎甲、乙及び丙は、本契約の全項目を熟読理解の上合意に達し、本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本書2通を作成し各自署名、押印のうえ甲及び乙丙が各一通を原簿とする。  
 ◎甲丙両氏において、この借借契約の締結や書類の送付および貸借契約の締結を円滑に行う為、この利用させていただきます。  
 ◎貸借契約の締結の為、また関連する各種サービスの紹介の為に第三者に通知する場合がありますことをご了承下さい。

契約年月日 2018年 5月 10日

住所	〒 [Redacted]
氏名	[Redacted]
現住所	〒330-9301 埼玉県川口市南前川3-15-1 埼玉県議会公明党議員団 TEL 048-265-5780
フリガナ	川口南前川2-21-10
氏名	正行 正行
勤務先 名称/住所	埼玉県議会公明党議員団 〒333-0849 川口南前川2-21-10 TEL 048-265-5780
現住所	〒 [Redacted]
フリガナ	[Redacted]
氏名	[Redacted]
勤務先 名称/住所	[Redacted]

株式会社三山田 代表取締役  
 埼玉県川口市本町4丁目 [Redacted] 山田 茂樹  
 埼玉県川口市本町4丁目1-8みくにビル1F 蔵店  
 TEL: 048-432-1932 FAX: 048-430- [Redacted]  
 店長 三浦 一将  
 宅地建物取引士  
 登録番号 [Redacted]  
 氏名 [Redacted]

整理番号 2-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和3年8月30日	支出額	6,720円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場代(9月分)、振り込み手数料 (按分計算式 13,440円×1/2=6,720円)		

**領収書等貼付欄**

- ①令和3年8月30日
- ②13,000円    振り込み手数料440円
- ③駐車場代(9月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	██████████	██████████
取扱店	お取引日	時刻
36602	03-08-30	12:27
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥13,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳		↓ 認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

※ 領収  
※ 領収  
(別

すること。

お振込明細またはご案内

お受取人

登録番号 0002

ご依頼人

コウメイトウケンキ"タ"ン ツオノ マサユキ様

電話番号 048-265-5780

取扱番号 400055

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。 →

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、④の記載を必要とする)、④発行元、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

(駐車場No)

# 駐車場（自動車保管場所）契約証書

所在地 川口市南荊川二六十五

車種プレートナンバー 採用車名台 名称 ( ) 内第 号

賃料 壹ヶ月 金壹萬叁仟円也

金 金 ———— 円也 (無利息の約定)

右に就き貸主を甲とし借主を乙とし、左記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第一条 賃貸借の期間は令和二年十二月一日より令和三年十月末日迄向ヶ替壹ヶ月とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
- 第二条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一壹ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金———金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第三条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第四条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。
- 第五条 甲又は甲の命する管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第六条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵奪したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第七条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第八条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第九条 駐車場内には建物及び電気水道等その他の工作物は一切設置してはならない。
- 第十条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、壹ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
- 特約条項 明渡に際しては甲乙双方共何等要求はしない事とする。

右契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を所持する

令和二年十二月二十日

貸主(甲) 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted]

借主(乙) 住所 川口市南荊川二一〇一〇 氏名 植野 正行

仲介人 住所 氏名 氏名

取引主任者 登録番号



印

印

整理番号	1-1
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費      2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費      ⑦:事務所費      8:事務費	
9:資料購入・作成費      10:交通費	

支出年月日	令和3年9月1日	支出額	5,250円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(9月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		

領収書等貼付欄
---------

領 収 書
四番館  
1304 号室
202109170006940004130400245  
2021年9月1日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書  
 印紙税法  
 第5条1項  
 (別表1.17  
 -2による)

但し 駐車場使用料      2021年9月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは  
無効と致します

V-CITY草加管理組合  
 (管理代行)  
 株式会社 長谷工務  
 東京都港区芝2丁目6番1  
 長谷信三ビル  
 組合会計1部    03-3457-1514

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合(以下「甲」という)とヤ-1306号室区分所有者 菊生 徳明(以下「乙」という)とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(駐車区画)
乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。
駐車区画 No. [ ]
第2条(契約車種)
乙が駐車する車種は次のとおりとする。
一 所有者 菊生 徳明
二 車名(愛称) [ ]
三 年式 [ ]
四 自動車登録番号 [ ]
五 総排気量 0.66L
六 外総排気量 1080 K.E.
七 車重 162 mm

第3条(使用目的)
乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車種の駐車以外の目的に使用してはならない。
第4条(車種の変更)
乙は、第2条記載の車種を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条(契約期間)
契約期間は、18年6月15日から19年6月15日までとする。
(契約期間更新等に関する特約)本マンションの管理規約、諸規則ならびに団地集会所決議事項に従うものとする。

第6条(使用料)
使用料は、月額1,050円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。(支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。)

第7条(盗難等の禁止)
乙は、車中の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条(甲の責任範囲)
契約車種の駐車中もしくは入庫中に、当該車種または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条(乙の責任範囲)
乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入庫中の他の車種に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条(解約の申し入れ)
乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条(契約終了時の明渡し義務)
契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輛を搬出し、駐車場で甲に明け渡さなければならない。

第12条(契約の解除)
乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないので、直ちに本契約を解除できる。

第13条(その他特約事項)

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

18年6月15日

甲(管理組合)

ヴィ・シティ草加管理組合
理事長 柴本

乙(区分所有者)

菊生 徳明

(駐車場使用にあたっての遵守事項)

- 1 登録車種
一 駐車場使用契約によって登録されている車種以外を駐車しないこと
二 登録されている車種の変更の際は、事前に管理組合に届け出ること
三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車種以外の車種を駐車しないこと
四 自転車、バイク置場として使用しないこと
2 場内での運転マナー
一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
二 歩行者優先および徐行を徹底すること
三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車種の行動に支障のないよう留意すること
四 環境保全、騒音防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ぶかし、警笛の使用を避けること
五 深夜・早朝の車種の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと

- 3 使用上の注意
一 使用時間は終了とすること
二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと
三 場内は禁煙とすること
四 換車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
五 車種には必ず施錠し、貴重品は車内に放置しないこと
六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
4 事故等の処置
一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
二 他車種等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

(機械式駐車場を使用する際の追加遵守事項)

- 1 機械操作
一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
二 車種の大きさおよび重量は、装置の積載限度を超えないものとする
三 装置には、車以外の物を乗せないこと
四 装置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
五 装置の操作は、装置内に人がいないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
六 装置の作動中は、危険な状態で装置内に入らないこと
2 駐車方法
一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと。台の中央部に入庫し、直進して車を止らし、パーキングブレーキを引いておくこと
二 急停止、急発進はしないこと
3 使用上の注意
一 車種が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
二 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
三 集中豪雨、雷害その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の破損等による駐車場の損傷については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車種保険等の加入に努めること
4 機械式駐車場操作手
一 管理組合から貸与された機械式駐車場操作キーを自己責任で管理し使用でなくなったときは直ちに返還すること
二 機械式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること



整理番号 13-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

Table with columns for expense category (経費区分) and list of activities (1: 調査研究費, 2: グループ活動費, 3: 広聴費, 4: 要請・陳情等活動費, 5: 広報費, 6: 人件費, 7: 事務所費, 8: 事務費, 9: 資料購入・作成費, 10: 交通費).

Table with columns for payment date (支出年月日), amount (支出額), and purpose (使 途). Includes calculation: 政務活動費を充当した金額を記載. 2,500円.

領収書等貼付欄
③政務活動費専用車両の駐車場使用料(9月分)

現金用

振込金受取書(兼手数料受取書)

振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。

ご依頼日 03年09月03日 振込指定日 〇〇年〇〇月〇〇日 お振込方法 〇

Main form section with fields for bank name (農協 信連 銀行 信金 信組 漁協), branch name, account type (普通 当座 貯蓄 他), amount (5,000円), and recipient name (深谷 顕史).


Bottom form section with fields for sender name (深谷 顕史), address (川口市今泉88-14), and phone number (049-236-2566).

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

Stamp area with text: 印紙税申告納付につき川越税務署承認済. Includes a table for payment type (現金類, 未決済小切手, 貯金振替).

## 駐車場賃貸借契約書

平成 21 年 3 月 28 日

貸貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催促解除
5	期間	自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内貸貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催促 解除
8	解約	貸貸人 3ヶ月前予告 賃借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	貸貸人の定める管理規定によるほか貸貸人の指示による。	

整理番号	/
------	---

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	令和3年9月22日	支出額	50,220円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	事務所家賃(10月分)、振り込み手数料 (按分計算式 100,440円×1/2=50,220円)		

**領収書等貼付欄**

- ①令和3年9月22日
- ②100,000円    振り込み手数料440円
- ③事務所家賃(10月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	██████████	██████████
取扱店	お取引日	時刻
36603	03-09-22	11:00
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥100,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 認 証
円    円    円		電 信
お振込明細またはご案内		
登録番号 0001		
ご依頼人 コウメイトウケンキ"タ"ン ツオノ マサユキ様		
電話番号 048-265-5780		印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済
取扱番号 400034		

※ 領収書等には、(うな記載)、④発行して」など何に支出されたか分かるよ  
ない場合は、余白に補記すること。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

# 賃貸借契約書

貸借人	以下甲という
賃借人	以下乙という

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	Mビル		
所在地	埼玉県川口市南前川2丁目22-2		
構造	R.C造	造	地下 〇階 地上 3階 階建
面積	2階	79.14㎡	(一坪)
	1階	〇㎡	(一坪)
	1階	〇㎡	(一坪)
合計	79.14	㎡	(一坪)

(2) 賃料等その他

家賃	100,000円	円	100,000円
礼金	〇円	円	〇円
月額賃借料	〇円	円	〇円
合計額	100,000円	円	100,000円

(3) 賃料等の支払方法

支払方法	銀行振込	引落及び支払期日	翌月分を毎月末日までとする
振込口座	銀行名	支店名	(普・当)
	口座番号	名義人	

(4) 契約期間 2018年05月10日 より 2021年05月09日 までの 3 年間

(5) 使用目的

事務所

自動更新

(6) 管理会社

管理者	住所	TEL
	氏名	

(7) 特約事項

原契約特約事項遵守の事  
 1. 賃貸借のルーズ・クランシーは賃借人の負担とする。退去時、室内建物はテナント丸手負担にて原状回復すること。  
 2. (1)～(5)にて変更した事項の外は更新前の契約条件と同じとする。  
 3. 更新期間の更新にあたり、乙は更新料として、新築費の1ヶ月分を前払方法にて支払うこと。以下余白

№. 26309  
 担当番

◎甲、乙及び丙は、本契約の全項目を熟読理解の上合意に達し本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本書2通を作成し各自署名、押印のうえ甲及び乙が各一通を保有する。  
 ◎お部屋探しにおいて、ご提供頂いた個人情報について、お客様との連絡や書類の送付および賃貸借契約の締結を円滑に行う為、ご利用させて頂いたままです。  
 ◎賃貸借契約の締結の為、また関連する各種サービスの紹介の為に第三者に通知する場合がございます。

契約年月日 2018年 5月 10日

住所	〒 [REDACTED]
氏名	[REDACTED]
現住所	〒 330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県議会 48-822-9606
フリガナ	坂本 誠一 埼玉県議会 公明党議員団
氏名	〒 333-0849 川口市南前川2-21-10 TEL 048-265-5780 継続 ( ) 昭和38年1月31日生
現住所	〒 [REDACTED]
フリガナ	正行 正行
氏名	〒 [REDACTED]
勤務先 名称/住所	〒 [REDACTED]
現住所	〒 [REDACTED]
フリガナ	正行 正行
氏名	〒 [REDACTED]
勤務先 名称/住所	〒 [REDACTED]

媒介業者 国土交通大臣(4)第6246号  
 免許番号 埼玉県川口市本町4丁目  
 本社 埼玉県川口市本町4丁目1-8みくにビル1F  
 担当店 蔵店  
 TEL: 048-432-1932 FAX: 048-430-  
 店長 三浦 一将  
 宅地建物取引士  
 登録番号 [REDACTED]  
 氏名 [REDACTED]

株式会社 三山田  
 代表取締役

整理番号	2-1
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	令和3年9月22日	支出額	6,720円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	駐車場代(10月分)、振り込み手数料 (按分計算式 13,440円×1/2=6,720円)		

**領収書等貼付欄**

- ①令和3年9月22日
- ②13,000円    振り込み手数料440円
- ③駐車場代(10月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	
取扱店	お取引日	時刻	
36603	03-09-22	11:01	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥13,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳			(印) 認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	円

※ 領  
※ 領

(用すること。)

お振込明細またはご案内

お受取人  
XXXXXXXXXX

登録番号 0002

ご依頼人  
 コウメイトウケンキタツソノマヨキ様

電話番号 048-265-5780

取扱番号 300013

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消してあります。 →

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※ 領収書等には、①年(うな記載)、④発行者、  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

※ 領収書等には、①年(うな記載)、④発行者、  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

(駐車場No. )

# 駐車場 (自動車保管場所) 契約証書

所在地 川口市南荻川二六、十五

車種プレートナンバー 乗用車 名称 ( ) 内第 号

賃料 毎月 金 〇 万円 〇 円 〇 角 〇 分

金 金 ———— 円也 (無利息の約定)

右に就き貸主を甲とし借主を乙とし、左記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第一条 賃貸借の期間は 令和二年十二月一日より令和三年十月末日迄向う拾壹ヶ月とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
- 第二条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一壹ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金 ———— 金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第三条 車は契約の場所以外に置かないこと。道路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第四条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。
- 第五条 甲又は甲の命する管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第六条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵襲したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさないこと。
- 第七条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地震等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第八条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第九条 駐車場内には建物及び電気水道等その他の工作物は一切設置してはならない。
- 第十条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、壹ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
- 特約条項 明渡に際しては甲乙双方共何等要求はしない事とする。

右契約の証として、本契約書を貳通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を所持する

令和二年十二月二十日

貸主(甲) 住所

氏名

借主(乙) 住所

川口市南荻川二一〇、一〇

仲介人 住所

氏名 塩野 正行

取引主任者 住所

氏名 登録番号

整理番号	2-1
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分  (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費      2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費      ⑦:事務所費      8:事務費	
9:資料購入・作成費      10:交通費	

支出年月日	令和3年10月1日	支出額	5,250円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(10月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄			

領 収 書                      四番館                      1304      号室                      202110190006940004130400249

2021年10月1日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書  
印紙税法  
第5条1項  
(別表1.17  
-2による)

但し駐車場使用料                      2021年10月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは  
無効と致します

V-CITY草加管理組合  
(管理代行)  
株式会社 長谷工務店  
東京都港区芝2丁目6番11号  
長谷工務店  
組合会計1部      03-3457-1514

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合(以下「甲」という)とネー1304号室区分所有者 蒲生 徳明 (以下「乙」という)とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約(以下「本契約」という)を締結する。

- 第1条 (駐車区画) 乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。
第2条 (契約車輛) 乙が駐車する車輛は次のとおりとする。
一 所有者 蒲生 徳明
二 車名(愛称) サッパ
三 年式 14年
四 自動車登録番号 066511
五 総排気量 339 mm 全高 162 mm
六 外寸全長 339 mm 全幅 147 mm 全高 162 mm
七 車輛重量 1080 kg

第3条 (使用目的) 乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車輛の駐車以外の目的に使用してはならない。
第4条 (車輛の変更) 乙は、第2条記載の車輛以外の車輛を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに、甲に通知しなければならない。

第5条 (契約期間) 契約期間は、19年6月15日から19年6月19日までと前記を中止させることができる。
第6条 (使用料) 使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。(支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。)

第7条 (譲渡、転賃等の禁止) 乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転賃、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。
第8条 (甲の責任範囲) 契約車輛の駐車中もしくは入庫中に、当該車輛または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条 (乙の責任範囲) 乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。
第10条 (解約の申し入れ) 乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条 (契約終了時の明渡し義務) 契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輛を搬出し、駐車場を甲に明け渡さなければならない。
第12条 (契約の解除) 乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および規約もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条 (その他特約事項)

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。
19年6月15日

甲 (管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本
乙 (区分所有者) 乙-1304号室 氏名 蒲生 徳明

- (駐車場使用にあたっての遵守事項)
1 登録車輛
一 駐車場使用契約によって登録されている車輛以外の車輛を駐車しないこと
二 登録されている車輛の変更の際は、事前に管理組合に届け出ることを管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車輛以外の車輛を駐車しないこと
四 自転車、バイク置場として使用しないこと
2 場内での運転マナー
一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
二 歩行者優先および除けを徹底すること
三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車輛の行動に支障のないよう留意すること
四 環境保全、騒音防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ふかし、警笛の使用を避けること
五 深夜・早朝の車輛の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
3 使用上の注意
一 使用時間は禁日とする
二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと
三 場内は凍結とする
四 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
五 車輛には必ず旋錠し、貴重品は車内に放置しないこと
六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
4 事故等の処理
一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
二 他車輛等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと
(機械式駐車場を使用する際の追加遵守事項)
1 機械操作
一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
二 車輛の大きさおよび重量は、装置の積載限度を超えないものとする
三 装置には、車以外の物を乗せないこと
四 装置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
五 装置の操作は、装置内に入らないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
六 装置の作動中は、危険な状態で装置内に入らないこと
2 駐車方法
一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと。台の中央部に入れ車止めにて当てるし、パーキングブレーキを引いておくこと
二 急停止、急発進はしないこと
3 使用上の注意
一 車輛が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
二 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
三 集中豪雨、大雪その他、天候地変等不可抗力による駐車施設の過水等による駐車場の損傷については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車両保険等への加入に努めること
4 機械式駐車場操作キ一
一 管理組合から貸与された機械式駐車場操作キ一を自己責任で使用し使用者でなくなったときは直ちに返還すること
二 機械式駐車場操作キ一を紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること



整理番号 26-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	令和3年10月4日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活費専用車両の駐車場使用料(10月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		

領収書等貼付欄

③政務活動費専用車両の駐車場使用料(10月分)

振込金受取書(兼手数料受取書) 振金用

- ・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ・文言扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

ご依頼日 03年10月04日 振込指定日 年 月 日

お振込方法  電話  文書

お振込先	▼金融機関名(漢字・左づめ) 先頭から7文字分ご記入ください。	農協 信連 銀行 信金 信組 漁協	▼店舗名(漢字・左づめ) 先頭から9文字分ご記入ください。	店(所)
	普通 当座 貯蓄 他	口座番号 (左づめ)	金額 ¥記号 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 一	手数料(税込) 円
お受取人	フリガナ おなまえ	フリガナ おなまえ	フリガナ おなまえ	手数料徴収区分 1.即納 2.後納 9.不要

フリガナ おなまえ 深谷 顕 艾 様から

お電話 049-236-2566 必ずご記入ください。

おことろ 〒350-0015 川越市今泉 88-14

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。  
この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

取扱店


印紙税申告納付につき川越税務署承認済

お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

現金類									
未決済小切手	枚								
貯金振替									

## 駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 29 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催促解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催促 解除
8	解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号	1-1
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費    2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費    ⑦: 事務所費    8: 事務費 9: 資料購入・作成費    10: 交通費
---------------------------------	--

支出年月日	令和3年10月22日	支出額	50,220円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所家賃(11月分)、振り込み手数料 (按分計算式 100,440円×1/2=50,220円)
----	---

**領収書等貼付欄**

- ① 令和3年10月22日
- ② 100,000円    振り込み手数料440円
- ③ 事務所家賃(11月分)、振り込み手数料
- ⑤ 塩野 正行

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号			
0017		***			
取扱店	お取引日	時刻			
36601	03-10-22	11:32			
お取引内容	お取引金額(円)	手数料			
振込	¥100,000	¥440			
お取引後の残高(円)		おつり			
*****					
お取引現金内訳		認証			
(1万円)	(5千円)	(1千円)			
円	円	円			
お振込明細またはご案内		電信			
お受取人					
登録番号 0001					
ご依頼人					
ロウメイトウケンキ"タツ" ヲノ マサユキ様					
電話番号 048-265-5780		印紙税申告納付につき浦和税務署承認済 *印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。→			
取扱番号 300027					

※ 領収書等には、①年  
うな記載)、④発行者、  
※ 按分した場合は、積算

すること。

※ 領収書等には、①年うな記載)、④発行者、※ 按分した場合は、積算

何に支出されたか分かるよ  
よ、余白に補記すること)。

店舗  
賃貸借契約書

貸借人	以下甲という
貸借人	以下乙という

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	ビル	(2階2F号室)
所在地	埼玉県川口市南前川2丁目22-2	(駐車場No. 1)
構造	R.C造	地上 3階建
面積	2階 79.14㎡ (一坪)	
	1階 一坪 (一坪)	
	1階 一坪 (一坪)	
合計	79.14	(一坪)

(2) 賃料等その他

家賃	100,000円	敷金	100,000円
	円	礼金	100,000円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
合計額	100,000円	償却	無

(3) 賃料等の支払方法

支払方法	銀行振込	引落及び支払期日	翌月分を毎月末日までとする
振込口座	銀行名	支店名	(普・当)
	口座番号	名義人	

(4) 契約期間 2018年05月10日 より 2021年05月09日 までの 3年間

(5) 使用目的 事務所 自動更新

(6) 管理会社

管理会社	住居 賃主と同じ
氏名	
TEL	

(7) 特約事項

原契約特約事項の項、  
1. 更新料の支払方法は、更新前と同様とする。更新時、室内設備はテナントが負担して戻金返還すること。  
1. (1)~(5)にて変更した事項の外は更新前の契約条件と同じとする。  
1. 契約期間の更新にあたり、乙は更新料として、新築費の1ヶ月分を特定方法にて支払うこと。以下余白。

◎甲、乙及び丙は、本契約の全項目を熟読理解の上合意に達し本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本書2通を作成し各自署名捺印の上甲及び乙丙が第一通を保有する。  
◎甲が甲乙丙に個人情報を提供し、この提供頂いた個人情報について、甲が甲乙丙にこの個人情報を第三者に開示することを予めご了承ください。  
◎賃貸借契約の締結の為、また関連する各種サービスの紹介の為に第三者に通知する場合があります。

契約年月日	2018年 5月 10日
住所	〒 [Redacted]
氏名	[Redacted]
現住所	〒330-9301 埼玉県川口市南前川3-15-1 埼玉県川口市南前川3-15-1 埼玉県川口市南前川3-15-1
フリガナ	塩野 正行
氏名	塩野 正行
現住所	〒333-0849 埼玉県川口市南前川2-21-10
フリガナ	塩野 正行
氏名	塩野 正行
勤務先	名称/住所 名称/住所
現住所	〒 [Redacted]
フリガナ	氏名
氏名	氏名
勤務先	名称/住所

媒介業者  
免許番号 国土交通大臣(4)第5346号  
本社 埼玉県川口市本町4丁目 [Redacted]  
代表取締役 山田 義樹

株式会社 ミニ  
山田 義樹

相当店  
埼玉県蕨市塚越1丁目1-8みくにビル1F  
TEL: 048-432-1932 FAX: 048-430- [Redacted]  
店長 三浦 一将  
宅地建物取引士  
登録番号 [Redacted]  
氏名 [Redacted]

整理番号 2-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和3年10月22日	支出額	6,720円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場代(11月分)、振り込み手数料 (按分計算式 13,440円×1/2=6,720円)		

**領収書等貼付欄**

- ①令和3年10月22日
- ②13,000円    振り込み手数料440円
- ③駐車場代(11月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	*****	*****
取扱店	お取引日	時刻
36601	03-10-22	11:33
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥13,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳		印紙税 認 証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

※ 領収  
※ 領収  
(別

ること。

お振込明細またはご案内

お受取人 XXXXXXXXXX

登録番号 0002

コウメイトウケンキ タン ツオノ マサヨキ様

電話番号 048-265-5780

取扱番号 300028

\*印紙税を精付しない場合は\*印で消してあります。 →

印紙税申告納  
付につき浦和  
税務署承認済

※ 領収書等には、①年/うな記載)、④発行者、  
※ 按分した場合は、積算

に支出されたか分かるよ、余白に補記すること)。

# 駐車場 (自動車保管場所) 契約証書

所在地 川口市南前川二六、十五

車種プレートナンバー 採用車名 ( ) 内 号

賃 料 壹ヶ月 金 七 萬 円 参 附 也

金 金 ———— 円 也 (無利息の約定)

右に就き賃主を甲とし借主を乙とし、左記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第一条 賃借権の期間は 令和三年十一月一日より令和四年九月末日 迄向う拾壹ヶ月とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
- 第二条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一壹ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金 ———— 金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第三条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第四条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。
- 第五条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第六条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさないこと。
- 第七条 この車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第八条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第九条 駐車場内には建物及び電気水道等その他の工作物は一切設置してはならない。
- 第十条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、壹ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
- 特約条項 明渡に際しては甲乙双方共何等要求はしない事とする。

右契約の証として、本契約書を貳通作成し甲乙双方署名捺印の上各意通を所持する

令和三年十月二十日

賃主(甲) 住所 [Redacted]  
氏名 [Redacted]

借主(乙) 住所 川口市南前川二一、二一、一〇  
氏名 塩野 正行

仲介人 住所  
氏名

取引主任者 住所  
氏名  
登録番号

印

印

整理番号	2-1
------	-----

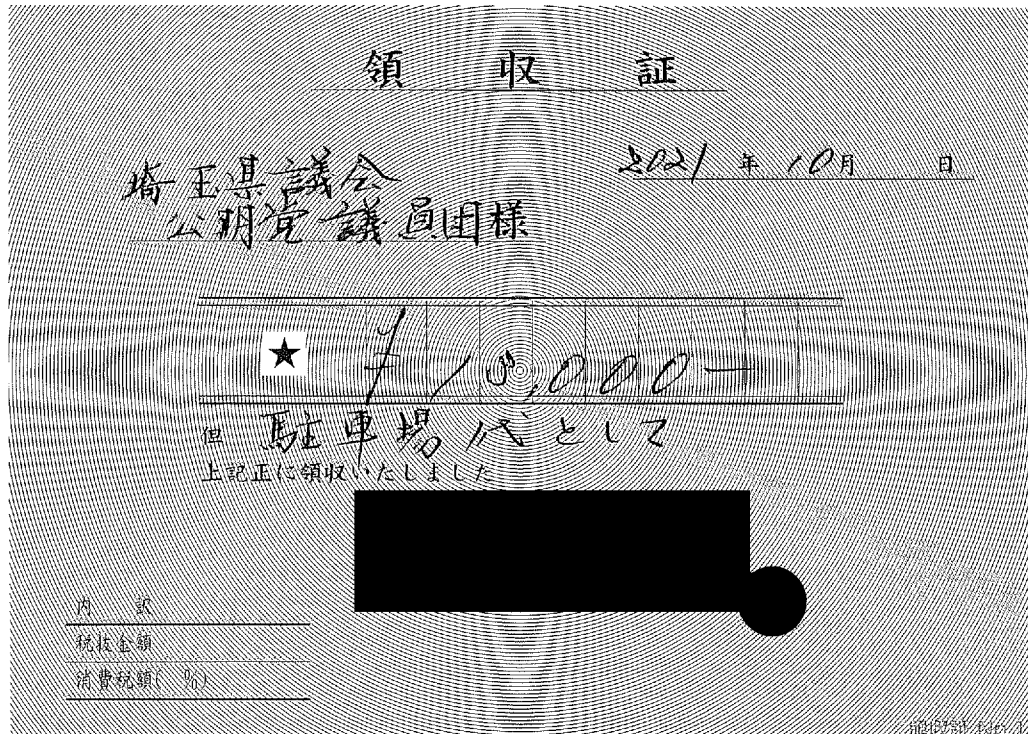
## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費      2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費      ⑦:事務所費      8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費      10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和3年10月27日	支出額	6,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(11月分、12月分) (按分計算式 13,000円×1/2=6,500円)		

**領収書等貼付欄**


- ①令和3年10月27日
- ③政務活動専用車両駐車場代として(11月分、12月分)
- ⑤石渡 豊



※ 命  
うた  
※ 掛

かるよ  
と)。

## 駐車場使用契約書

貸主・（以下「甲」という。）と借主・石渡豊（以下「乙」という。）は、頭書（1）に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

### 頭書（1）駐車場の表示

所在地：上尾市弁財2-9 井上駐車場 指定場所：番

### 頭書（2）契約期間

期 間：2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間

甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

### 頭書（3）賃料（駐車場使用料）

賃 料：月額6,500円（消費税込み・2ヶ月払いを基本とする。）

甲及び乙は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約の締結を証する為ため、本契約書を2部作成し、貸主・借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

甲・貸主 住所



氏名

乙・借主 住所

上尾市弁財2-7-8

氏名

石渡 豊





整理番号	1-1
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
--------------------------	--

支出年月日	令和3年11月1日	支出額	5,250円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(11月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		

領収書等貼付欄
---------

領 収 書                      四番館                      1304    号室                      202111240006940004130400502  
2021年11月1日  
蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書  
 印紙税法  
 第5条1項  
 (別表1.17  
 -2による)

但し 駐車場使用料                      2021年11月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは  
無効と致します

V-CITY草加管理組合  
 (管理代行)  
 株式会社 長谷工建設  
 東京都港区芝2丁目6番地  
 長谷工建設草加  
 組合会計1部    03-3457-1514

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

頭王徳明

ヴィ・シティ草加管理組合 (以下「甲」という) とノ-1304号室 区分所有者 (以下「乙」という) とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約 (以下「本契約」という) を締結する。

第1条 (駐車区画)

乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

駐車区画 No.	
第2条 (契約車種)	
乙が駐車する車種は次のとおりとする。	
一 所有者	
二 車名 (愛称)	サン
三 年式	14年式
四 自動車登録番号	
五 総排気量	0.65L
六 外寸全長	339 mm
七 車幅	147 mm
八 全高	162 mm
九 車重	1080 kg

第3条 (使用目的)

乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車種の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条 (車種の変更)

乙は、第2条記載の車種以外の車種を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項に掲げる車種を指定された駐車区画に駐車することが不適切であると判断するときは、乙に駐車を中止させることができる。

第5条 (契約期間)

契約期間は、18年6月15日から19年6月15日まで起算する。

第6条 (使用料)

使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月契約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。(支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準じて行うものとする。)

第7条 (譲渡、転賃等の禁止)

乙は、事田の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転賃、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条 (甲の責任範囲)

契約車種の駐車中もしくは入出庫中に、当該車種または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条 (乙の責任範囲)

乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入出庫中の他の車種に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条 (解約の申し入れ)

乙は、駐車場使用契約の契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条 (契約終了時の明渡し義務)

契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車種を撤出し、駐車料を甲に明渡ししなければならない。

第12条 (契約の解除)

乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条 (その他特約事項)

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

18年6月15日

甲 (管理組合)

ヴィ・シティ草加管理組合 理事 柴本

乙 (区分所有者) ノ-1304号室 氏名 蒲生 徳明

(駐車場使用にあたっての遵守事項)

- 登録車種
  - 駐車場使用契約によって登録されている車種以外は駐車しないこと
  - 登録されている車種の変更の際は、事前に管理組合に届け出ること
  - 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車種以外の車種を駐車しないこと
- 自転車、バイク置場として使用しないこと
  - 場内での運転マナー
  - 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
  - 歩行者優先および徐行を徹底すること
  - 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車種の行動に支障のないよう留意すること
  - 雨除排水、騒音防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ふかし、警笛の使用を避けること
- 使用上の注意
  - 使用時間は終日とする
  - 駐車中は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと
  - 場内は禁煙とする
  - 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
  - 車庫には必ず施錠し、貴重品は車内に放置しないこと
  - ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
  - 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
- 事故等の処理
  - 駐車場の損毀、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
  - 他車種等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

(機械式駐車場の使用に関する追加遵守事項)

- 機械操作
  - メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
  - 車庫の大きさおよび重量は、装置の積載限度を超えないものとする
  - 装置には、車以外の物を乗せないこと
  - 装置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
  - 装置の操作は、装置内に人がいないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
  - 装置の作動中は、危険な状態で装置内に入らないこと
- 駐車方法
  - 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと。台の中央部に入れ車止めを当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
  - 急停止、急発進はしないこと
  - 使用上の注意
    - 車庫が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
    - 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
    - 集中案内、警告その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等による駐車場の損傷については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車庫保険等への加入に努めること
  - 機械式駐車場の操作
    - 管理組合から貸与された機械式駐車場操作キーを自己責任で管理し使用者でなくなくなったときは直ちに返還すること
    - 機械式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 12-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費      2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費      ⑦:事務所費      8:事務費	
9:資料購入・作成費      10:交通費	

支出年月日	令和3年11月4日	支出額	2,500円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	政務活費専用車両の駐車場使用料(11月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		
領収書等貼付欄			
③政務活動費専用車両の駐車場使用料(11月分)			

振込金受取書 (兼手数料受取書) 現金書留

- ・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・通信機器・回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

ご依頼日 03年11月04日      振込指定日 〇〇年〇〇月〇〇日      お振込方法  現金書留  電信文書

お振込先	▼金融機関名(漢字・左づめ) 先頭から7文字分ご記入ください。 農協 信連 銀行 信金 信組 漁協	▼店舗名(漢字・左づめ) 先頭から9文字分ご記入ください。
	店(所)	
お受取人	貯金種目 普通 当座 貯蓄 他	口座番号 (左づめ)
	金額 ¥記号 不要	十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 一
フリガナおなまえ	様へ	
手数料(税込)	〇,〇〇〇円	
手数料徴収区分	9. 1.即納 2.後納 9.不要	

フリガナおなまえ フカヤケンシ 様から      お電話 049-236-2566      必ずご記入ください。

(カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。

おとこ 〇 = 350-0015      川越市今泉 88-14

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。  
この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

取扱店


印紙税申告納付につき川越税務署承認済

お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

現金類									
未決済小切手	枚								
貯金振替									

## 駐車場貸貸借契約書

平成 21 年 3 月 28 日

貸貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催促解除
5	期間	自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内貸貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催促 解除
8	解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号	1-1
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和3年11月24日	支出額	50,220円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所家賃(12月分)、振り込み手数料 (按分計算式 100,440円×1/2=50,220円)
----	---

**領収書等貼付欄**

- ①令和3年11月24日
- ②100,000円    振り込み手数料440円
- ③事務所家賃(12月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、  
お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		***	
取扱店	お取引日	時刻	
36604	03-11-24	13:21	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥100,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		IC認証 (使) (員)	
お振込明細またはご案内		電話	
登録番号	0001		
ご依頼人	コウメイトウケンキタツ ショノ マサユキ様		
電話番号	048-265-5780		
取扱番号	300044		

※ 領収書は重ねて貼付すること。  
※ 領収書を貼付する際は、別紙には裏面に貼付すること。

※ 領収書等は、①年月日、②金額、③発行日、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③発行日、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

### 賃貸借契約書

質貸人	以下甲という
質借人	以下乙という
管理番号	26309
担当者	

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	ビル	( 2 階 2F 号室 )
		( 駐車場 No. 一 )
所在地	埼玉県川口市南前川 2丁目 22-2	
構造	RC造	地上 3 階建
面積	2階	77.14 ㎡ ( 一坪 )
	1階	一坪 ( 一坪 )
	1階	一坪 ( 一坪 )
	合計	79.14 ㎡ ( 一坪 )

(2) 賃料等その他

家賃	100,000 円	100,000 円	100,000 円
礼金	円	円	100,000 円
月額賃料	円	円	円
合計額	円	円	円

賃卸 無

(3) 賃料等の支払方法

支払方法	銀行振込	引落及び支払期日	翌月分を毎月末日までとする
振込口座	銀行名	支店名	( 普・当 )
	口座番号	名義人	

(4) 契約期間 2018年05月10日 より 2021年05月09日 までの 3 年間

(5) 使用目的

事務所

自動更新

(6) 管理会社

管理番号	住所	TEL
氏名		

(7) 特約事項

原契約特約事項の要  
 1. 賃貸借のルークリニシツは賃借人の専任とする。退去時、室内物件はテナントの負担にて戻付すること。  
 2. (1) ~ (5) に変更した事項の外は更新前の契約条件と同じとする。  
 3. 契約期間の更新にあたり、乙は更新料として、新賃金の1ヶ月分を指定方法にて支払うこと。以下余白。

◎甲、乙及び丙は、本契約の全項目を熟読の上合意し、本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本書2通を作成し各自署名、押印のうえ甲及び乙が各一通を保有する。  
 ◎お部屋探しにおいて、ご提供頂いた個人情報について、お客様との連絡や書類の送付および賃貸借契約の締結を目的として、ご利用させていただきます。  
 ◎賃貸借契約の締結の為、また関連する各種サービスの紹介の為に第三者に通知する場合がありますことをご了承下さい。

契約年月日 2018年 5月 10日

住所	〒330-9301 埼玉県川口市南前川 2丁目 22-2	フリガナ	埼玉県川口市南前川 2丁目 22-2	氏名	塩野 正行	勤務先	川口所南前川 2-21-10
氏名	〒330-9301 埼玉県川口市南前川 2丁目 22-2	フリガナ	埼玉県川口市南前川 2丁目 22-2	氏名	塩野 正行	勤務先	川口所南前川 2-21-10
現住所	〒330-9301 埼玉県川口市南前川 2丁目 22-2	フリガナ	埼玉県川口市南前川 2丁目 22-2	氏名	塩野 正行	勤務先	川口所南前川 2-21-10
フリガナ	埼玉県川口市南前川 2丁目 22-2	フリガナ	埼玉県川口市南前川 2丁目 22-2	氏名	塩野 正行	勤務先	川口所南前川 2-21-10
フリガナ	埼玉県川口市南前川 2丁目 22-2	フリガナ	埼玉県川口市南前川 2丁目 22-2	氏名	塩野 正行	勤務先	川口所南前川 2-21-10
フリガナ	埼玉県川口市南前川 2丁目 22-2	フリガナ	埼玉県川口市南前川 2丁目 22-2	氏名	塩野 正行	勤務先	川口所南前川 2-21-10

株式会社三田山田 代表取締役

埼玉県川口市本町 4丁目 4番 1号  
 埼玉県川口市本町 1丁目 1-8 みにビル1F

TEL: 048-432-1932  
 TEL: 048-265-5780

FAX: 048-430-  
 店長 三浦 一将

宅地建物取引士  
 登録番号  
 氏名

整理番号	2-1
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費      2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費      ⑦:事務所費      8:事務費	
9:資料購入・作成費      10:交通費	

支出年月日	令和3年11月24日	支出額	6,720円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場代(12月分)、振り込み手数料 (按分計算式 13,440円×1/2=6,720円)		

**領収書等貼付欄**

①令和3年11月24日  
 ②13,000円      振り込み手数料440円  
 ③駐車場代(12月分)、振り込み手数料  
 ⑤塩野 正行

**キャッシュサービスご利用明細**  
毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。
**埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号
0017	██████████	██████████
取扱店	お取引日	時刻
36604	03-11-24	13:21
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥13,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C認証 (硬) (員)
お振込明細またはご案内		電信
お受取人 ██████████		
登録番号 0002		
ご依頼人 コウメイトウケンキ「タ」ソノ マサキ様		
電話番号 048-265-5780		印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
取扱番号 300045		

※ 領収書  
 ※ 領収書  
 (別紙)

すること。

※ 領収書等には、①年月日(別紙に記載)、④発行者、⑤金額(別紙に記載)を記載すること。何に支出されたか分かるよう  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。は、余白に補記すること。

(駐車場No. [redacted])

2-1 益野正行

# 駐車場 (自動車保管場所) 契約証書

所在地 川口市南前川二六、十五

車種プレートナンバー 採用車名( ) 内第 号  
賃料 壹ヶ月金壹萬參千円也  
金 金 ———— 円也 (無利息の約定)

右に就き貸主を甲とし借主を乙とし、左記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第一条 賃貸借の期間は令和三年十一月一日より令和四年九月末日迄向う拾壹ヶ月とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
- 第二条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一壹ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金———金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第三条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第四条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。
- 第五条 甲又は甲の命する管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第六条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切はなさないこと。
- 第七条 この車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲はこれに対し責任を負わないものとする。
- 第八条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同業者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第九条 駐車場内には建物及び電気水道等その他の工作物は一切設置してはならない。
- 第十条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、壹ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
- 特約条項 明渡に際しては甲乙双方共何等要求はしない事とする。

右契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各巻通を所持する

令和三年十月二十日

貸主(甲) 住所 [redacted]  
氏名 [redacted]

借主(乙) 住所 川口市南前川二一、二一、一〇  
氏名 益野正行

仲介人 住所  
氏名

取引主任者 住所  
氏名  
登録番号





整理番号 1-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和3年12月1日	支出額	5,250円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(12月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄			

領収書

四番館

1304 号室

202112200006940004130400284

2021年12月1日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書

印紙税法  
第5条1項  
(別表1.17  
-2による)

但し 駐車場使用料

2021年12月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは  
無効と致します

V-CITY草加管理組合

(管理代行)

株式会社 長谷工  
東京都港区芝2丁目6番  
長谷工建設株式会社  
組合会計1部 03-3457-1514

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ車加管理組合 (以下「甲」という) とゾー1304号室 区分所有者 蒲生 徳明 (以下「乙」という) とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約 (以下「本契約」という) を締結する。

第1条 (駐車区画)

乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

Table with 7 rows: 駐車区画 No. [redacted], 一所有者 [redacted], 二車名 (愛称) [redacted], 三車式 [redacted], 四自動車登録番号 [redacted], 五総排気量 0.65L, 六外寸 全長 339 mm, 全幅 147 mm, 全高 162 mm, 七車輛重量 1,080 Kg

第3条 (使用目的)

乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車輛の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条 (車輛の変更)

乙は、第2条記載の車輛以外の車輛を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項に掲げる車輛を指定された駐車区画に駐車することが不適切であると判断するときは、これを中止させることができる。

第5条 (契約期間)

契約期間は、18年6月15日から19年6月15日までとし、前項 (契約期間更新等) に関する特約、本マンションの管理規約、諸規則ならびに団地集会決議事項は適用するものとする。

第6条 (使用料)

使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月期約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。(支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。)

第7条 (譲渡、転貸等の禁止)

乙は、事田の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の移転または移転等の処分をしてはならない。

第8条 (甲の責任範囲)

契約車輛の駐車中もしくは入出庫中に、当該車輛または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条 (乙の責任範囲)

乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入出庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条 (解約の申し入れ)

乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条 (契約終了時の明渡し義務)

契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輛を搬出し、駐車場を甲に明け渡さなければならない。

第12条 (契約の解除)

乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および諸規則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないので、直ちに本契約を解除できる。

第13条 (その他特約事項)

[Redacted text]

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

18年6月15日

甲 (管理組合)

ヴィ・シティ車加管理組合 理事長 柴本

乙 (区分所有者)

ゾー1304号室 区分所有者 蒲生 徳明

(駐車場使用にあたっての遵守事項)

- 1 登録車輛
- 駐車場使用契約によって登録されている車輛以外は駐車しないこと
- 登録されている車輛の変更の際は、事前に管理組合に届け出ること
- 管理組合の承認なしに、たとえ一時反置きであっても、契約車輛以外の車輛を駐車しないこと
四 自転車、バイク等として使用しないこと
2 場内での運転マナー
- 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
- 歩行者優先および徐行を徹底すること
- 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車輛の行動に支障のないよう留意すること
四 境界保全、騒音防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ふかし、警音の使用を避けること
五 深夜・早朝の車輛の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
3 使用上の注意
- 使用時間は終日とする
- 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと
三 場内は禁煙とする
四 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
五 車輛には必ず施錠し、貴重品は車内に放置しないこと
六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
4 事故等の処理
- 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
- 他車輛等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと
(機械式駐車場を使用する際の追加遵守事項)

- 1 機械故障
- マーカークの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
- 車輛の大きさおよび重量は、装置の積載限度を越えないものとする
三 装置内では、車以外の物を乗せないこと
四 装置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
五 装置の操作は、装置内に人がいないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
六 装置の作動中は、危険な状態で装置内に入らないこと
2 駐車方法
- 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと。台の中央部に止め線に当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
二 急停止、急発進はしないこと
3 使用上の注意
- 車輛が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
- 安全装置および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
三 集中豪雨、雷害その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等に起因する車輛等の損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車輛保険等への加入に努めること
4 機械式駐車券操作キー
- 管理組合から貸与された機械式駐車券操作キーを自己責任で管理し使用者でなくなつたときは直ちに返還すること
- 機械式駐車券操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号	7-1
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費      2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3: 広聴費      4: 要請・陳情等活動費      5: 広報費
	【経常的経費】 6: 人件費      ⑦: 事務所費      8: 事務費 9: 資料購入・作成費      10: 交通費

支出年月日	令和3年12月2日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(12月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		

領収書等貼付欄
③政務活動費専用車両の駐車場使用料(12月分)

### 振込金受取書 (兼手数料受取書)

・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。  
 ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。  
 ・通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。  
 ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。  
 ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

ご依頼日	03年12月02日	振込指定日	□□年□□月□□日	お振込方法	<input checked="" type="radio"/> 電文 文書
------	-----------	-------	-----------	-------	--

お振込先	▼金融機関名(漢字・左づめ) 先頭から7文字分ご記入ください。	農協 信連 銀行 信金 信組 漁協	▼店舗名(漢字・左づめ) 先頭から9文字分ご記入ください。	店(所)
お受取人	貯金種目 普通 当座 貯蓄 他 (カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。	口座番号 (左づめ)	金額 ￥記号 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 一 不要 □,□□□,□□□□□□□□□□ 5,000 円	手数料(税込) □,□□□ 円 手数料徴収区分 <input checked="" type="checkbox"/> 1.即納 <input type="checkbox"/> 2.後納 <input type="checkbox"/> 9.不要
フリガナ	おなまえ			
おなまえ	様へ			


フリガナ	フカヤケンシ	お電話番号	049-236-2566
ご依頼人	深谷 顕史	おとろ	〒550-0015 川越市今泉 88-14

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。  
 この振込金受取書(兼手数料受取書)振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

取扱店	印紙税申告納付につき川越税務署承認済	お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続きをしないで当店において返却します。																		
		<table border="1"> <tr> <th>現金類</th> <th>枚</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <td>未決済小切手</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貯金振替</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	現金類	枚					未決済小切手						貯金振替					
現金類	枚																			
未決済小切手																				
貯金振替																				

# 駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月  5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号	2-1
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費      2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費      ⑦:事務所費      8:事務費
	9:資料購入・作成費      10:交通費

支出年月日	令和3年12月22日	支出額	50,220円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所家賃(1月分)、振り込み手数料 (按分計算式 100,440円×1/2=50,220円)		

**領収書等貼付欄**

- ①令和3年12月22日
- ②100,000円      振り込み手数料440円
- ③事務所家賃(1月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	
取扱店	お取引日	時刻	
10402	03-12-22	12:46	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥100,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳		印紙税	認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
万円	千円	円	
お振込明細またはご案内			電信
登録番号 0001			
ご依頼人 コウメイトウケンキ タン ソノ マサユキ様			
電話番号 048-265-5780		印紙税申告納付につき浦和税務署承認済	
取扱番号 300011			

※ 領収書は、  
※ 領収書を  
(別紙に

ること。

※ 領収書等には、①年月日、( )に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

賃貸借契約書

店舗コナン

管理番号 26309

管理担当者

以下甲という

以下乙という

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	ビル (2階2F号室)		
	(駐車場No. 1)		
所在地	埼玉県川口市南前川2丁目22-2		
構造	RC造	地下 0階	地上 3階建
面積	2階	79.14㎡	(一坪)
	1階	—	(一坪)
	1階	—	(一坪)
合計	79.14	㎡	(一坪)

(2) 賃料等その他

家賃	100,000円	敷金	100,000円
月額賃料	100,000円	礼金	100,000円
賃料	100,000円		
賃料	100,000円		
賃料	100,000円		
賃料	100,000円		
賃料	100,000円		
合計額	100,000円	償却	無

(3) 賃料等の支払方法

支払方法 銀行振込

引落及び支払期日 翌月分を毎月末日までとする

銀行名 支店名 (普・当)

振込口座 口座番号 名義人

(4) 契約期間 2018年05月10日 より 2021年05月09日 までの 3 年間

(5) 使用目的

事務所

自動更新

(6) 管理会社

住所 貸主と同じ

管理番号 氏名

TEL

(7) 特約事項

原契約の特約事項を承継する事。

1、退去時のルームクリーニングは賃借人の負担とする。退去時、室内雑作はテナントの負担にて即時回復すること。

1、(1)～(5)にて変更した事項の外は更新前の契約条件と同じとする。

1、更新期間の更新にあたり、乙は更新料として、新賃金の1ヶ月分を前払方法にて支払うこと。以下余白。

◎甲、乙及び丙は、本契約の全項目を精読の上合意に達し本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本書2通を作成し各自署名、押印のうえ甲及び乙が各一通を保有する。

◎お部屋探しにおいて、ご提供頂いた個人情報について、お登録との連絡や書類の送付および賃貸借契約の締結を目的として利用させていただきます。

◎賃貸借契約の締結の為、また関連する各種サービスの紹介の為第三者に通知する場合がありますことをご了承下さい。

契約年月日	2018年 5月 10日	
住所	〒 [Redacted]	
氏名	〒 330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1	
現住所	〒 448-8222-9606 埼玉県川口市南前川2丁目22-2	
フリガナ	塩野 正行	
氏名	〒 333-0849 川口市南前川2-21-10	
現住所	〒 048-265-5780 茨城県水戸市 [Redacted]	
フリガナ	塩野 正行	
氏名	〒 [Redacted] 茨城県水戸市 [Redacted]	
勤務先名称/住所	〒 [Redacted] 茨城県水戸市 [Redacted]	
現住所	〒 [Redacted] 茨城県水戸市 [Redacted]	
フリガナ	[Redacted]	
氏名	[Redacted]	
勤務先名称/住所	〒 [Redacted] 茨城県水戸市 [Redacted]	

媒介業者 国土交通大臣(4)第6846号 免許番号 埼玉県川口市本町4丁目 [Redacted]

代表取締役 山田 茂樹

株式会社 三三三

店長 三浦 一将

TEL: 048-432-1932 FAX: 048-430- [Redacted]

埼玉県蕨市塚越1丁目1-8みくにビル1F

担当店 蕨店

整理番号	3-1
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	令和3年12月22日	支出額	6,720円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場代(1月分)、振り込み手数料 (按分計算式 13,440円×1/2=6,720円)		

**領収書等貼付欄**

- ①令和3年12月22日
- ②13,000円    振り込み手数料440円
- ③駐車場代(1月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りなし  
 (別紙には整理番号(枝番)を)

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
10402	03-12-22	12:47
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥13,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		↓ G 認証 (優) 円
お振込明細またはご案内		電信
お受取人	登録番号 0002	
ご依頼人	コウメイトウケンキ"タ"ン シオノ マサユキ様	
電話番号	048-265-5780	
取扱番号	300012	

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

\*印紙税を精付しない場合は\*印で消してあります。 →

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

(駐車場No. [redacted])

# 駐車場（自動車保管場所）契約証書

所在地 川口市南前川二、六、十五

車種プレートナンバー 採用車名台( )内第 号  
賃料 壹ヶ月金壹萬圓(参考)附也  
金 金 ———— 円也 (無利息の約定)

右に就き貸主を甲とし借主を乙とし、左記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第一条 賃借権の期間は令和三年十一月一日より令和四年九月末日迄向う拾壹ヶ月とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
- 第二条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一壹ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金——金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第三条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第四条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。
- 第五条 甲又は甲の命する管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第六条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第七条 この車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第八条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第九条 駐車場内には建物及び電気水道等その他の工作物は一切設置してはならない。
- 第十条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、壹ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
- 特約条項 明渡に際しては甲乙双方共何等要求はしない事とする。

右契約の証として、本契約書を貳通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を所持する

令和三年十月二十日

貸主(甲) 住所 [redacted]  
氏名 [redacted]

借主(乙) 住所 川口市南前川二-21-10  
氏名 塩野正行

仲介人 住所  
氏名

取引主任者 氏名  
登録番号





整理番号	5-1
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費      2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費      4: 要請・陳情等活動費      5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費      ⑦: 事務所費      8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費      10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	令和3年12月28日	支出額	6,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(1月分、2月分) (按分計算式 13,000円×1/2=6,500円)		

**領収書等貼付欄**


- ① 令和3年12月28日
- ③ 政務活動専用車両駐車場代として(1月分、2月分)
- ⑤ 石渡 豊




※ :  
う:  
※ :

分かるよ  
こと)。

## 駐車場使用契約書

貸主・（以下「甲」という。）と借主・石渡豊（以下「乙」という。）は、頭書（1）に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

### 頭書（1）駐車場の表示

所在地：上尾市弁財2-9 井上駐車場 指定場所：番

### 頭書（2）契約期間

期 間：2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間

甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

### 頭書（3）賃料（駐車場使用料）

賃 料：月額6,500円（消費税込み・2ヶ月払いを基本とする。）


甲及び乙は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約の締結を証する為ため、本契約書を2部作成し、貸主・借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

甲・貸主 住所 

氏名  

乙・借主 住所 上尾市弁財2-7-8

氏名 石渡 豊 

整理番号	2-1
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
--------------------------	--

支出年月日	令和4年1月4日	支出額	5,250円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(1月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄			

# 領 収 書

四番館

1304 号室

202201210006940004130400028

2022年1月4日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書  
印紙税法  
第5条1項  
(別表1.17  
-2による)

但し 駐車場使用料

2022年1月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは  
無効と致します

V-CITY草加管理組合  
 (管理代行)  
 株式会社 長谷工務店  
 東京都港区芝2丁目6番11号  
 長谷正堂印刷  
 組合会計1部 03-3457-1514

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合(以下「甲」という)とナンバー1306号車 区分所有者 蒲生 徳明(以下「乙」という)とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約(以下「本契約」という)を締結する。

- 第1条 (駐車区画) 乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。
第2条 (契約車種) 乙が駐車する車種は次のとおりとする。
二 車名(愛称)
三 年式
四 自動車登録番号
五 総排気量 0.656 L
六 外寸 全長 339 mm 全幅 147 mm 全高 162 mm
七 車輻重量 1080 kg

第3条 (使用目的) 乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車種の駐車以外の目的に使用してはならない。
第4条 (車種の変更) 乙は、第2条記載の車種以外の車種を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条 (契約期間) 契約期間は、19年6月15日から19年6月15日までである。
第6条 (使用料) 使用料は、月額1,000円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。(支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする)
第7条 (積滞、転賃等の禁止) 乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づき権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条 (甲の責任範囲) 契約車種の駐車中もしくは出入庫中に、当該車輻または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。
第9条 (乙の責任範囲) 乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他の関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または出入庫中の他の車輻に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条 (解約の申し入れ) 乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。
第11条 (契約終了時の搬送) 契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輻を搬出し、駐車場を甲に明け渡さなければならない。

第12条 (契約の解除) 乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他の関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないので、直ちに本契約を解除できる。
第13条 (その他特約事項)

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。
19年6月15日

甲 (管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙 (区分所有者) 乙-1306号車 区分所有者 蒲生 徳明

(駐車場使用にあたっての遵守事項)

- 1 登録車輻
一 駐車場使用契約によって登録されている車輻以外を駐車しないこと
二 登録されている車輻の変更の際は、事前に管理組合に届け出ること
三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車輻以外の車輻を駐車しないこと
四 自転車、バイク置場として使用しないこと
2 場内での運転マナー
一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
二 歩行者優先および徐行を徹底すること
三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車輻の行動に支障のないよう留意すること
四 環域保線、緊急防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ふかし、警笛の使用を避けること
五 深夜・早朝の車輻の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
3 使用上の注意
一 使用時間は終日とする
二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと
三 場内は禁煙とする
四 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
五 車輻には必ず危殆、貴重品は車内に放置しないこと
六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
七 駐車場の施設、設備に悪意を加えないこと
4 事故等の処置
一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
二 他車輻等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと
(機械式駐車場を使用する際の追加遵守事項)

- 1 機械操作
一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
二 車輻の大きさおよび重量は、装置の積載限度を超えないものとする
三 装置には、車以外の物を乗せないこと
四 装置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
五 装置の操作は、装置内に人がいないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
六 装置の作動中は、危険な状態で装置内に入らないこと
2 駐車方法
一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと。台の中央部に駐車止めが当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
二 急停止、急発進はしないこと
3 使用上の注意
一 車輻が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
二 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
三 集中豪雨、雷害その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等起因する車輻等の損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車輻保険等への加入に努めること
4 機械式駐車場操作キー
一 管理組合から貸与された機械式駐車場操作キーを自己責任で管理し使用者でなくなつたときは直ちに返還すること
二 機械式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号	9-1
------	-----

### 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費      2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費      ⑦:事務所費      8:事務費	
9:資料購入・作成費      10:交通費	

支出年月日	令和4年1月4日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活費専用車両の駐車場使用料(1月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		

#### 領収書等貼付欄

③政務活動費専用車両の駐車場使用料(1月分)

現金書留

**振込金受取書(兼手数料受取書)**

・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。  
 ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。  
 ・通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。  
 ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。  
 ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おさください。

ご依頼日  振込指定日 年月日

お振込方法  現金書留  電信文書

お振込先	▼金融機関名(漢字・左づめ) 先頭から7文字分ご記入ください。 農協 信連 銀行 信金 信組 漁協		▼店舗名(漢字・左づめ) 先頭から9文字分ご記入ください。		
	<input type="text"/>		<input type="text"/>		
	店(所)				
お受取人	貯金種目	普通 当座 貯蓄 他	口座番号 (左づめ)	金額 ¥記号 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 一	
	フリガナおなまえ	<input type="text"/>	<input type="text"/>	金額 不要 <input type="text" value="0"/> 億 <input type="text" value="0"/> 千万 <input type="text" value="0"/> 百万 <input type="text" value="0"/> 十万 <input type="text" value="5"/> 万 <input type="text" value="0"/> 千 <input type="text" value="0"/> 百 <input type="text" value="0"/> 十 <input type="text" value="0"/> 円	
ご依頼人	手数料(税込)	<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="0"/>	円
	手数料徴収区分	<input checked="" type="radio"/> 1.即納	<input type="radio"/> 2.後納	<input type="radio"/> 9.不要	
	フリガナおなまえ	<input type="text" value="フカヤケンシ"/>			
	(カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。				
	<input type="text" value="深谷 顕史"/> 様へ				
	お電話 <input type="text" value="049-236-2566"/> 必ずご記入ください。				
	お印字 <input type="text" value="〒330-0015 川越市今泉88-14"/>				

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。  
 この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

取扱店


印紙税申告納  
付につき川越  
税務署承認済

お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万が一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続きをしないで当店において返却します。

現金類					
未決済小切手	枚				
貯金振替					

# 駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

貸貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月  5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内貸貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	貸貸人 3ヶ月前予告 賃借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	貸貸人の定める管理規定によるほか貸貸人の指示による。	

整理番号	4-1
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	令和4年1月26日	支出額	50,220円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	事務所家賃(2月分)、振り込み手数料 (按分計算式 100,440円×1/2=50,220円)		

**領収書等貼付欄**

①令和4年1月26日

②100,000円    振り込み手数料440円

③事務所家賃(2月分)、振り込み手数料

⑤塩野 正行

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。

**埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号			
0017					
取扱店	お取引日	時刻			
36603	04-01-26	17:26			
お取引内容	お取引金額(円)	手数料			
振込	¥100,000	¥440			
お取引後の残高(円)		おつり			
*****					
お取引現金内訳		(硬) 認証			
(1万円) (5千円) (1千円)					
百    十    千    円					

お振込明細またはご案内

お受取人 XXXXXXXXXX 登録番号 0001

ご依頼人 コウメイトウケンキタン ツオノ マサユキ様

電話番号 048-265-5780

取扱番号 500010

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消してあります。 →

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

と。  
ない場合は、別紙を使用すること。  
を付すこと。)

ただし、「〇〇代として」など何に支出されたか分かるよ  
こと(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

賃貸借契約書

貸借人	以下甲という
質借人	以下乙という

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	麻ビル	(2階2F号室)
所在地	埼玉県川口市南前川2丁目22-2	(駐車場No. 1)
構造	RC造	造 地下 0 階 地上 3 階建
面積	79.14 ㎡	1 階 ( ) 坪
		2 階 ( ) 坪
		3 階 ( ) 坪
合計	79.14 ㎡	( ) 坪

(2) 賃料等その他

家賃	100,000円	100,000円
礼金	100,000円	100,000円
敷金	100,000円	100,000円
その他		
合計額	100,000円	債卸 無

(3) 賃料等の支払方法

支払方法	銀行振込	引落及び支払期日	翌月分を毎月末日までとする
振込口座	銀行名	支店名	(普・当)
	口座番号	名義人	

(4) 契約期間 2018年05月10日 より 2021年05月09日 までの 3 年間

(5) 使用目的 事務所 自動更新

(6) 管理会社

管理者	住所	TEL
	氏名	

(7) 特約事項

原簿記載の事項

1. 賃貸借契約の更新に当たり、乙は更新料として、前年度の1ヶ月分を前払方法にて支払うこと。以下空白。

◎甲、乙及び丙は、本契約の全項目を精読の上合意し本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本書を通を作成し各自署名、押印のうえ甲及び丙が各一通を保有する。

◎お新居探しにおいいて、ご提供頂いた個人情報について、お客様との連絡や書類の送付および賃貸借契約の締結を円滑に行う為に、ご利用させて頂いたさせていただきます。

◎賃貸借契約の締結の為、また関連する各種サービスの紹介の為に第三者に通知する場合があります。

契約年月日	2018年 5月 10日
住所	〒 [Redacted]
氏名	[Redacted]
現住所	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
フリガナ	坂根 正行 代表取締役
氏名	坂根 正行 代表取締役
現住所	〒333-0849 川口市南前川2-21-10
フリガナ	塩野 正行
氏名	塩野 正行
勤務先名称/住所	〒 [Redacted] 埼玉県川口市南前川2-21-10
現住所	〒 [Redacted]
フリガナ	[Redacted]
氏名	[Redacted]
勤務先名称/住所	[Redacted]

媒介業者 国土交通大臣(4)第6946号 免許番号 埼玉県川口市本町4丁目 [Redacted]

担当店 埼玉県川口市本町4丁目1-8みくにビル1F

TEL: 048-432-1992 FAX: 048-430- [Redacted]

店長 三浦 一将

宅地建物取引士 登録番号 [Redacted] 氏名 [Redacted]

株式会社 三二 山田 茂樹 代表取締役



整理番号	5-1
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費      2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費      ⑦:事務所費      8:事務費	
9:資料購入・作成費      10:交通費	

支出年月日	令和4年1月26日	支出額	6,720円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	駐車場代(2月分)、振り込み手数料 (按分計算式 13,440円×1/2=6,720円)		

### 領収書等貼付欄

- ①令和4年1月26日
- ②13,000円      振り込み手数料440円
- ③駐車場代(2月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

#### キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。  
 お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**  
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
36603	04-01-26	17:27	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥13,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳			(印) (認) 証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人

登録番号 0002

コウメイトウケンキタツノ ヲノ マサユキ様

電話番号 048-265-5780

取扱番号 500011

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

こと。  
 りない場合は、別紙を使用すること。  
 )を付すこと。)

- ※ \*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。 → ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
- ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

# 駐車場（自動車保管場所）契約証書

所在地 川口市南前川二六、十五

車種プレートナンバー 採用車名( ) 内第 号  
賃料 壹ヶ月金壹萬參千円也  
金 金 ———— 円也 (無利息の約定)

右に就き貸主を甲とし借主を乙とし、左記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第一条 賃貸借の期間は令和三年十一月一日より令和四年九月末日迄向う拾壹ヶ月とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
- 第二条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一壹ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金——金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第三条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第四条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。
- 第五条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第六条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさないこと。
- 第七条 この車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第八条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同業者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第九条 駐車場内には建物及び電気水道等その他の工作物は一切設置してはならない。
- 第十条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、壹ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
- 特約条項 明渡に際しては甲乙双方共何等要求はしない事とする。

右契約の証として、本契約書を貳通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を所持する

令和三年十月二十日

貸主(甲) 住所 [Redacted]  
氏名 [Redacted]

借主(乙) 住所 川口市南前川二一、二一、一〇  
氏名 嶺野 正行

仲介人 住所  
氏名

取引主任者 住所  
氏名  
登録番号



整理番号 1-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費      2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費      ⑦:事務所費      8:事務費	
9:資料購入・作成費      10:交通費	

支出年月日	令和4年2月1日	支出額	5,250円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(2月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄			

領収書

四番館

1304 号室

202202210006940004130400300

2022年2月1日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書

但し駐車場使用料

2022年2月分

印紙税法  
第5条1項  
(別表1.17  
-2による)

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは  
無効と致します

V-CITY草加管理組合

(管理代行)

株式会社 長谷工務店  
東京都港区芝2丁目6番1号

組合会計1部 03-3457-1514

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合 (以下「甲」という) とシ-1204号室 区分所有者 菊生 徳明 (以下「乙」という) とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約 (以下「本契約」という) を締結する。

第1条 (駐車区画) 乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

第2条 (契約車輛) 乙が駐車する車輛は次のとおりとする。

Table with 2 columns: Item (車名, 年式, 自動車登録番号, 五総排気量, 六外寸, 七車輛重量) and Value (愛称, 式, 0.65L, 339mm, 1470mm, 1020kg)

第3条 (使用目的) 乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車輛以外の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条 (車輛の変更) 乙は、第2条記載の車輛以外の車輛を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条 (契約期間) 契約期間は、18年6月15日から19年6月14日までとする。

第6条 (使用料) 使用料は、月額1,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。

第7条 (積載、転貸等の禁止) 乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づき権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または転貸等の処分をしてはならない。

第8条 (甲の責任範囲) 契約車輛の駐車中もしくは入出庫中に、当該車輛または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条 (乙の責任範囲) 乙またはその同居人、使用人、同業者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入出庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条 (解約の申し入れ) 乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条 (契約終了時の明渡し義務) 契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輛を搬出し、駐車場を甲に明け渡さなければならない。

第12条 (契約の解除) 乙またはその同居人、使用人、同業者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないので、直ちに本契約を解除できる。

第13条 (その他特約事項)

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

18年6月15日

甲 (管理組合)

ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙 (区分所有者)

菊生 徳明

(駐車場使用にあたっての遵守事項)

- 1 登録車輛
一 駐車場使用契約によって登録されている車輛以外は駐車しないこと
二 登録されている車輛の愛称は、事前に管理組合に届け出ること
三 管理組合の承認なしに、たとえ一時置き置きであっても、契約車輛以外の車輛を駐車しないこと
四 自転車、バイク置場として使用しないこと
2 場内での運転マナー
一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
二 歩行者優先および歩行者を敬重すること
三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車輛の行動に支障のないよう留意すること
四 発着保安、騒音防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高回転や空ふかし、警笛の使用を避けること
五 深夜・早朝の車輛の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
3 使用上の注意
一 使用時間は終日とする
二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと
三 場内は禁煙とする
四 除草・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
五 車輛には必ず施錠し、貴重品は車内に放置しないこと
六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
4 事故等の処理
一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
二 他車輛等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

【機械式駐車場を使用する際の追加遵守事項】

- 1 機械操作
一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
二 車輛の大きさおよび重量は、装置の積載限度を超えないものとする
三 装置には、車以外の物を乗せないこと
四 装置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
五 装置の操作は、装置内に人がいないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
六 装置の作動中は、危険なもので装置内に入らないこと
2 駐車方法
一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと。台の中央部に入れ止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
二 急停止、急発進はしないこと
3 使用上の注意
一 車輛が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
二 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
三 集中豪雨、雷害その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等による駐車場の損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車輛保険等への加入に努めること
4 機械式駐車場操作キー
一 管理組合から貸与された機械式駐車場操作キーを自己責任で管理し使用者でなくなつたときは直ちに返還すること
二 機械式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号	7-1
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費    2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費
	【経常的経費】 6: 人件費    ⑦: 事務所費    8: 事務費 9: 資料購入・作成費    10: 交通費

支出年月日	令和4年2月2日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活費専用車両の駐車場使用料(2月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		

### 領収書等貼付欄

③政務活動費専用車両の駐車場使用料(2月分)

### 振込金受取書(兼手数料受取書)

- ・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

ご依頼日	04年02月02日	振込指定日	□□年□□月□□日	お振込方法	<input type="radio"/> 現金 <input checked="" type="radio"/> 電信文書
------	-----------	-------	-----------	-------	---

お振込先	▼金融機関名(漢字・左づめ) 先頭から7文字分ご記入ください。	農協 信連 銀行 信金 信組 漁協	▼店舗名(漢字・左づめ) 先頭から9文字分ご記入ください。	店(所)
お受取人	貯金種目	普通 当座 貯蓄 他	口座番号	(左づめ) □□□□□□□□□□
	フリガナ	おなまえ		
金額		¥記号	十 億 千 万 百 十 万 千 百 十 一	円
5,000		円		
手数料(税込)		□□□□ 円		
手数料徴収区分		9 1.即納 2.後納 9.不要		

フリガナ	フカヤケンシ	お電話	049-236-2566
(カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。		必ずご記入ください。	
深谷 顕史 様から		〒350-0015 川越市今泉88-14	

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。  
 この振込金受取書(兼手数料受取書) 振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

取扱店


印紙税申告納  
 付につき川越  
 税務署承認済

お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万が一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続きをしないで本店において返却します。

現金類					
未決済小切手	枚				
貯金振替					

## 駐車場賃貸借契約書

平成 21 年 3 月 29 日

貸貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑
	氏名	[REDACTED]	
貸借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは貸借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内貸貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	貸借権譲渡禁止 貸借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	貸貸人 3ヶ月前予告 貸借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	貸貸人の定める管理規定によるほか貸貸人の指示による。	

整理番号	1-1
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙


経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	令和4年2月25日	支出額	50,220円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	事務所家賃(3月分)、振り込み手数料 (按分計算式 100,440円×1/2=50,220円)		

**領収書等貼付欄**

- ①令和4年2月25日
- ②100,000円    振り込み手数料440円
- ③事務所家賃(3月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	
取扱店	お取引日	時刻	
10403	04-02-25	15:15	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥100,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳		印紙税	認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	円
円	円	円	円

※ 領収書等貼付欄  
※ 領収書等貼付欄  
(別)

用すること。

お振込明細またはご案内

お受取人  
登録番号 0001  
コウメイトウケンキタツ ツオノ マサユキ様  
電話番号 048-265-5780  
取扱番号 300081

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③発行日(領収書に記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

賃貸借契約書

貸借人	以下甲という
借入人	以下乙という

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	MKビル (2階2F号室) (駐車場No. 一)		
所在地	埼玉県川口市南前川2丁目22-2		
構造	RC造	造	地下0階 地上3階建
面積	2階 79.14㎡ (一坪)	1階 一坪	一階 一坪
合計	79.14	㎡	(一坪)

(2) 賃料等その他

家賃	100,000円	円	敷金	100,000円
月額賃料	円	円	礼金	100,000円
合計額	100,000円	円	償却	無

(3) 賃料等の支払方法

支払方法	銀行振込	引落及び支払期日	翌月分を毎月末日までとする
振込口座	銀行名 支店名 口座番号 名義人		(普・当)

(4) 契約期間 2018年05月10日 より 2021年05月09日 までの 3 年間

(5) 使用目的 事務所 自動更新

(6) 管理会社

管理会社	住所 貸主と同じ
氏名	TEL

(7) 特約事項

原契約特約事項の事項、

1. 建替時のルーフバルコニーは賃借人の所有とする。建替時、室内建替はテナント入居前に完成し、原契約特約事項に準じて賃借人に引き渡すこと。

2. (1)～(6)にて変更した事項の外は更新前の契約条件と同じとする。

3. 契約期間の更新にあたり、更新料として、新築費の1ヶ月分を指定方法にて支払うこと。以下余白。

◎甲 乙及び丙は、本契約の全項目を新調理の上合意し本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本書の通を作成し各自署名、押印のうえ甲及び乙が各一通を保有する。

◎丙が丙に代わって丙の個人情報を提供し、お借様の連絡や書類の送付および賃貸借契約の締結を円滑に行う為、ご利用させていただきます。

◎賃貸借契約の締結の為、また関連する各種サービスの紹介の為に第三者に通知する場合があります。

契約年月日	2018年 5月 10日	
住所	〒 [REDACTED]	
氏名	〒 330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1	
現住所	〒 333-0849 埼玉県議会公明党議員団	
フリガナ	坂根 正行	
氏名	〒 333-0849 川口市南前川2-21-10	
現住所	〒 [REDACTED]	
フリガナ	塩野 正行	
氏名	〒 [REDACTED]	
勤務先名称/住所	〒 [REDACTED]	
現住所	〒 [REDACTED]	
フリガナ	〒 [REDACTED]	
氏名	〒 [REDACTED]	
勤務先名称/住所	〒 [REDACTED]	

株式会社 ミニシティ

代表取締役 山田 茂樹

埼玉県川口市本町4丁目4番4号

埼玉県蕨市塚越1丁目1-8みくにビル1F

TEL: 048-432-1932 FAX: 048-430- [REDACTED]

店長 三浦 一将

宅地建物取引士 登録番号 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]



整理番号	2-1
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費      2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費      ⑦:事務所費      8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費      10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和4年2月25日	支出額	6,720円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場代(3月分)、振り込み手数料 (按分計算式 13,440円×1/2=6,720円)		

**領収書等貼付欄**

①令和4年2月25日

②13,000円      振り込み手数料440円

③駐車場代(3月分)、振り込み手数料

⑤塩野 正行

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号			
0017		****			
取扱店	お取引日	時刻			
10403	04-02-25	15:15			
お取引内容	お取引金額(円)	手数料			
振込	¥13,000	¥440			
お取引後の残高(円)		おつり			
*****					
お取引現金内訳		印紙税			
(1万円)	(5千円)	(1千円)			
円	千円	千円			
お振込明細またはご案内		電信			
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX					
登録番号 0002					
ご依頼人					
コウメイトウケンキタツ ソノ マサユキ様					
電話番号 048-265-5780		印紙税申告納付につき浦和 支店承認済			
取扱番号 400081					

※ 領収書  
 ※ 領収書  
 (別紙)

すること。

※ 領収書等には、①年月(うな記載)、④発行者、⑤発行者が記載されている場合は、余白に補記すること。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

(駐車場No. )

2-2 植野 正行

# 駐車場 (自動車保管場所) 契約証書

所在地 川口市南前川二六、十五

車種プレートナンバー 採用車 名称 ( ) 内第 号  
 賃料 壹ヶ月 金 壹萬 参 円 也  
 金 金 ———— 円 也 (無利息の約定)

右に就き貸主を甲とし借主を乙とし、左記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第一条 賃借借の期間は令和三年十一月一日より令和四年九月末日迄向ヶ拾壹ヶ月とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
- 第二条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一壹ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金———金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第三条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第四条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。
- 第五条 甲又は甲の命する管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第六条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なやむること。
- 第七条 この車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第八条 乙又はその代理人・使用者・運送者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第九条 駐車場内には建物及び電気水道等その他の工作物は一切設置してはならない。
- 第十条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、壹ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
- 特約条項 明渡に際しては甲乙双方共何等要求はしない事とする。

右契約の証として、本契約書を二通作成し甲乙双方署名捺印の上各巻通を所持する

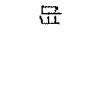
令和三年 十月 二十 日

貸主(甲) 住所 [Redacted]  
 氏名 [Redacted]

借主(乙) 住所 川口市南前川二一、二一、一〇  
 氏名 植野 正行

仲介人 住所  
 氏名

取引主任者 住所  
 氏名  
 登録番号



整理番号	3-1
------	-----

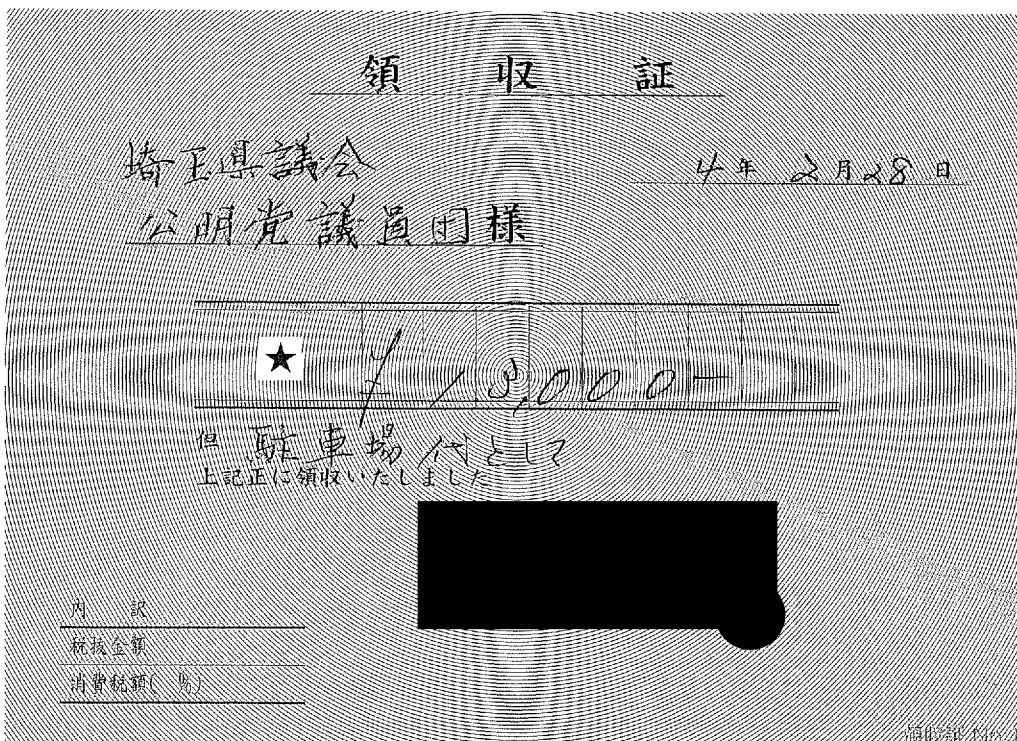
## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	令和4年2月28日	支出額	6,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(3月分、4月分) (按分計算式 13,000円×1/2=6,500円)		

**領収書等貼付欄**

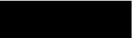
- ①令和4年2月28日
- ③政務活動専用車両駐車場代として(3月分、4月分)
- ⑤石渡 豊




※ 4  
う  
※ 1

かるよ  
こと)。

## 駐車場使用契約書

貸主・ (以下「甲」という。)と借主・石渡豊 (以下「乙」という。)は、頭書(1)に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 駐車場の表示

所在地：上尾市弁財2-9 井上駐車場 指定場所：番

### 頭書(2) 契約期間

期 間：2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間

甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

### 頭書(3) 賃料(駐車場使用料)

賃 料：月額6,500円(消費税込み・2ヶ月払いを基本とする。)

甲及び乙は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約の締結を証する為ため、本契約書を2部作成し、貸主・借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

甲・貸主 住所



氏名

乙・借主 住所

上尾市弁財2-7-8

氏名

石渡 豊



整理番号

3-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和4年3月1日	支出額	5,250円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(3月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄			

領収書

四番館

1304 号室

202203180006940004130400291

2022年3月1日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書

印紙税法  
第5条1項  
(別表1.17  
-2による)

但し駐車場使用料

2022年3月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは  
無効と致しますV-CITY草加管理組合  
(管理代行)  
株式会社 長谷工務店  
東京都港区芝目6番11  
長谷工務店  
組合会計1部 03-3457-1514

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

# 駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」という）とシニア20号室区分所有者 菊生 徳明（以下「乙」という）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（駐車区画）  
乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

駐車区画 No.	シニア20号室
第2条（契約車輛）	乙が駐車する車輛は次のとおりとする。
一 所有者	菊生 徳明
二 車名（愛称）	サック
三 年式	14年
四 自動車登録番号	14
五 総排気量	0.656 l
六 外寸	全長 339 mm 全幅 147 mm 全高 162 mm
七 車重	1070 kg

第3条（使用目的）  
乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車輛の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車輛の変更）  
乙は、第2条記載の車輛以外の車輛を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条（契約期間）  
契約期間は、18年6月15日から19年6月15日までとする。

第6条（使用料）  
使用料は、月額14,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。）

第7条（積載、転貸等の禁止）  
乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づき権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）  
契約車輛の駐車中もしくは出入庫中に、当該車輛または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）  
乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または出入庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条（解約の申し入れ）  
乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条（契約終了時の明渡し義務）  
契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輛を搬出し、駐車場を甲に明け渡さなければならない。

第12条（契約の解除）  
乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および規約もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないので、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他特約事項）

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

18年6月15日  
甲（管理組合）  
ヴィ・シティ草加管理組合  
理事長 柴本

乙（区分所有者） 菊生 徳明

## （駐車場使用にあたっての遵守事項）

- 1 登録車輛
    - 一 駐車場使用契約によって登録されている車輛以外の車輛は駐車しないこと
    - 二 登録されている車輛の變更の際は、事前に管理組合に届け出る
    - 三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車輛以外の車輛を駐車しないこと
    - 四 自転車、バイク置場として使用しないこと
  - 2 場内での運転マナー
    - 一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
    - 二 歩行者優先および徐行を徹底すること
    - 三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車輛の行動に支障のないよう留意すること
    - 四 環境保全、騒音防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高回転や空ぶかし、警笛の使用を避けること
    - 五 深夜・早朝の車輛の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
  - 3 使用上の注意
    - 一 使用時間は終日とする
    - 二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと
    - 三 場内は禁煙とする
    - 四 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
    - 五 車輛には必ず乗車し、貴重品は車内に放置しないこと
    - 六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
    - 七 駐車場の施設、設備に變更を加えないこと
  - 4 事故等の処理
    - 一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
    - 二 他車等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと
- 【機械式駐車券を使用する際の追加遵守事項】
- 1 機械的操作
    - 一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
    - 二 車輛の大きさおよび重量は、装置の稼働限度を超えないものとする
    - 三 装置には、車以外の物を乗せないこと
    - 四 装置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
    - 五 装置の操作は、装置内に人がいないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
    - 六 装置の作動中は、危険なもので装置内に入らないこと
  - 2 駐車方法
    - 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと。台の中央部に入れ止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
    - 二 急停止、急発進はしないこと
  - 3 使用上の注意
    - 一 車輛が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
    - 二 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
    - 三 集中豪雨、暴雪その他、天災地変等不可抗力による駐車場の漏水等起因する車輛等の損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車輛保険等への加入に努めること
  - 4 機械式駐車券操作キー
    - 一 管理組合から貸与された機械式駐車券操作キーを自己責任で管理し使用できなくなるときは直ちに返還すること
    - 二 機械式駐車券操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 4-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

Table with columns for expense categories (経費区分) and their corresponding codes (1: 調査研究費, 2: グループ活動費, etc.).

Table with columns for payment date (支出年月日), amount (支出額), and purpose (使途). Includes calculation: 5,000円 x 1/2 = 2,500円.

領収書等貼付欄
③政務活動費専用車両の駐車場使用料(3月分)

振込金受取書(兼手数料受取書)

振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。

Form for payment date (ご依頼日) and transfer date (振込指定日).

Main transfer form including recipient name (お振込先), account type (貯金種目), amount (金額), and branch (支店).


Form for sender information (フリガナおなまえ) and phone number (お電話).

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

Bottom section including stamp area (取扱店), tax declaration (印紙税申告納付につき川越税務署承認済), and receipt table (現金類, 未決済小切手, 貯金振替).

## 駐車場貸貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

貸貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑
	氏名	[REDACTED]	
貸借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2か月滞納のときは無催促解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは貸借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内貸貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	貸借権譲渡禁止 貸借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催促 解除
8	解約	貸貸人 3ヶ月前予告 貸借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	貸貸人の定める管理規定によるほか貸貸人の指示による。	



整理番号	6-1
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
------------------------------	--

支出年月日	令和4年3月25日	支出額	6,720円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	駐車場代(4月分)、振り込み手数料 (按分計算式 13,440円×1/2=6,720円)		

**領収書等貼付欄**

①令和4年3月25日  
 ②13,000円 振り込み手数料440円  
 ③駐車場代(4月分)、振り込み手数料  
 ⑤塩野 正行

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	****
取扱店	お取引日	時刻	
10404	04-03-25	12:29	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥13,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳		印紙税	認
(1万円)	(5千円)	(1千円)	円
円	円	円	円

お振込明細またはご案内  
お受取人 XXXXXXXXXX ご依頼人 登録番号 0002  
 コウメイトウケンキ"タツ ツオノ マサユキ様  
 電話番号 048-265-5780  
 取扱番号 400026  
 印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

紙を使用すること。

※ 領収書等には、うな記載)、④発  
 ※ 按分した場合は、

# 駐車場（自動車保管場所）契約証書

所在地 川口市南前川二六、十五

車種プレートナンバー 採用車名( )内第 号  
 賃料 壹ヶ月 金七萬圓 円也  
 金 金 ———— 円也 (無利息の約定)

右に就き貸主を甲とし借主を乙とし、左記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第一条 賃借権の期間は令和三年十一月一日より令和四年九月末日迄向う拾壹ヶ月とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
- 第二条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一壹ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金———金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第三条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第四条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。
- 第五条 甲又は甲の命する管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第六条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第七条 この車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第八条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第九条 駐車場内には建物及び電気水道等その他の工作物は一切設置してはならない。
- 第十条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、壹ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
- 特約条項 明渡に際しては甲乙双方共何等要求はしない事とする。

右契約の証として、本契約書を貳通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を所持する

令和三年 十月二十日

賃主(甲) 住所 [Redacted]  
 氏名 [Redacted]

借主(乙) 住所 川口市南前川二一、二一、一〇  
 氏名 植野 正行

仲介人 住所  
 氏名

取引主任者 住所  
 氏名  
 登録番号



整理番号	5-1
------	-----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	令和4年3月30日	支出額	50,220円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	事務所家賃(4月分)、振り込み手数料 (按分計算式 100,440円×1/2=50,220円)		

### 領収書等貼付欄

- ①令和4年3月30日
- ②100,000円    振り込み手数料440円
- ③事務所家賃(4月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

#### キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

	取引銀行	取引店	口座番号	
	0017		*****	
	取扱店	お取引日	時刻	
	36604	04-03-30	10:48	
	お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
	振込	¥100,000	¥440	
	お取引後の残高(円)		おつり	
	*****			
	お取引現金内訳			(硬貨) 認証
	(1万円) (5千円) (1千円)			円
お受取人	お振込明細またはご案内			
	登録番号 0001			
ご依頼人	コウメイトウケンキ"タツ ツオノ マサユキ様			
	電話番号 048-265-5780		印紙税申告納付につき浦和税務署承認済	
	取扱番号 300026			

(この場合は、別紙を使用すること。付すこと。)

- ※ 〇〇代として」など何に支出されたか分かるよ(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
- ※ 按分した場合は、積算方法を赤字に記入すること。

賃貸借契約書

貸借人	以下甲という
質借人	以下乙という

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	麻ビル (2階2F号室) (駐車場No. ー)		
所在地	埼玉県川口市南前川2丁目22-2		
構造	RC造	地下 0 階	地上 3 階建
面積	2階	79.14 ㎡	( ー 坪)
	1階	ー ㎡	( ー 坪)
	1階	ー ㎡	( ー 坪)
合計	79.14	㎡	( ー 坪)

(2) 賃料等その他

家賃	100,000円	100,000円
礼金	円	100,000円
月額賃料	円	円
その他	円	円
合計額	100,000円	無

(3) 賃料等の支払方法

支払方法	銀行振込	引落及び支払期日	翌月分を毎月末日までとする
振込口座	銀行名 支店名 口座番号 名義人		(普・当)

(4) 契約期間 2018年05月10日 より 2021年05月09日 までの 3 年間

(5) 使用目的

事務所

自動更新

(6) 管理会社

住所	TEL
氏名	

(7) 特約事項

原契約の特約事項を遵守する事。  
 1. 建物のオーナーは、本物件の賃借人の権利とする。退去時、賃借人は本物件の権利を明け渡すこと。  
 2. (1) ~ (5) にて変更した事項の外は更新前の契約条件と同じとする。  
 3. 契約期間の更新にあたり、乙は更新料として、更新前の1ヶ月分を指定方法にて支払うこと。以下余白。

◎甲、乙及び丙は、本契約の全項目を熟読の上合意に達し本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本書を通し作成し各自署名、押印のうえ甲及び乙が各一通を保有する。  
 ◎お部屋探しにおいて、ご提供頂いた個人情報について、お客様との連絡や書類の送付および賃貸借契約の締結を目的として、ご利用させていただきます。  
 ◎賃貸借契約の締結の為、また関連する各種サービスの紹介の為に第三者に通知する場合がありますことをご了承下さい。

契約年月日	2018年 5月 10日	
住所	〒 [REDACTED]	
氏名	〒 330-9301 [REDACTED]	
現住所	〒 330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県議会 48-822-9606	
フリガナ	坂下 誠一 (印)	
氏名	埼玉県議会 公明党議員団	
現住所	〒 333-0849 川口市南前川2-21-10	
フリガナ	塩野 正行 (印)	
氏名	TEL 048-265-5780 塩野 ( ) 昭和38年1月31日生	
勤務先名称/住所	〒 [REDACTED]	
現住所	〒 [REDACTED]	
フリガナ	TEL [REDACTED]	
氏名	TEL [REDACTED] 年 月 日生	
勤務先名称/住所	〒 [REDACTED]	

媒介業者 国土交通大臣(4)第6946号  
 免許番号 埼玉県川口市本町4丁目4番1号  
 株式会社 ミニシティ  
 代表取締役 山田 茂樹

担当店 蔵店  
 埼玉県蕨市塚越1丁目1-8みくにビル1F  
 TEL: 048-432-1932 FAX: 048-430- [REDACTED]  
 店長 三浦 一将  
 宅地建物取引士 登録番号 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]